Manulife
マニュライフ生命

未来につなげる 終身保険 V2

通貨選択型一時払終身保険

ご契約のしおり／約款

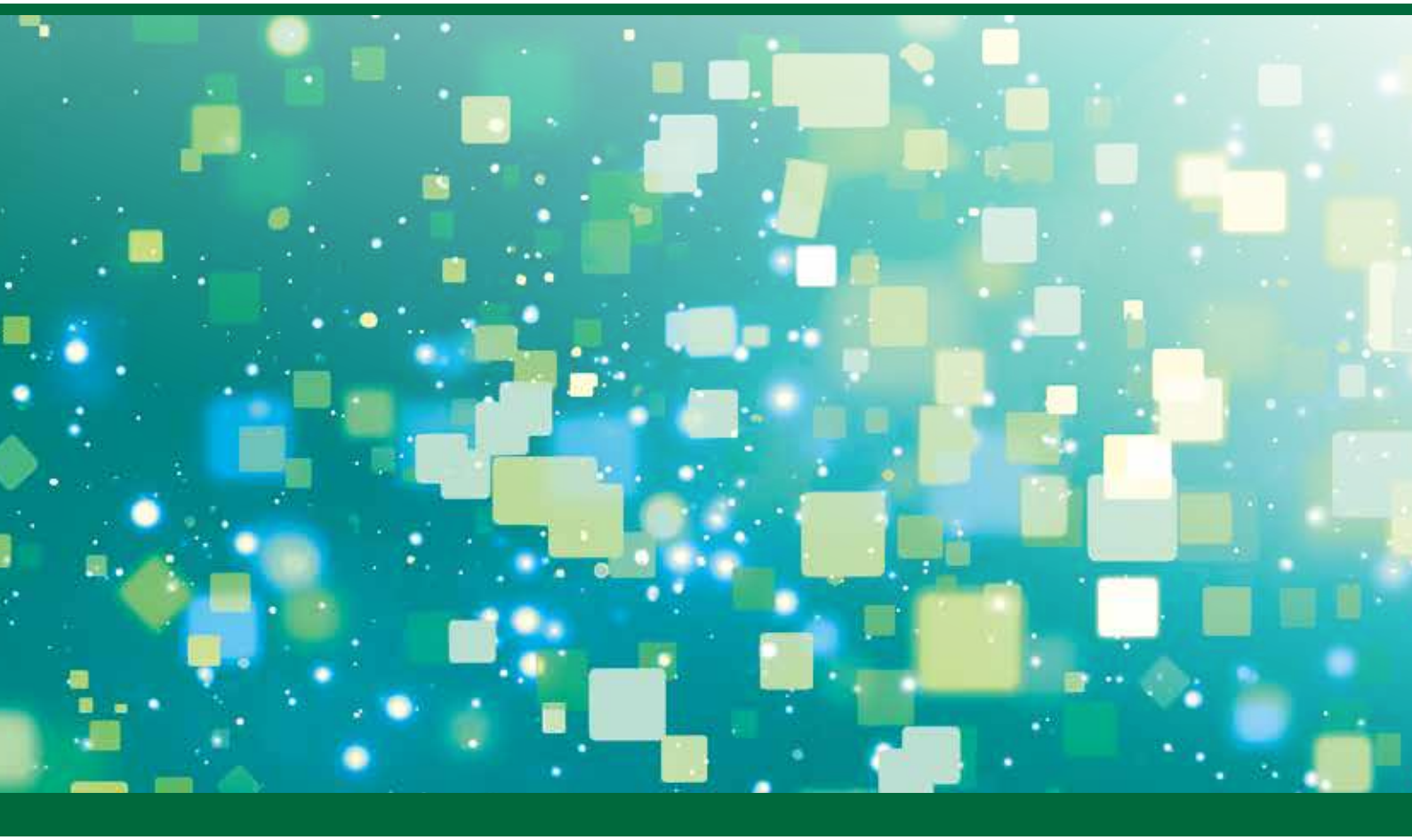

告知ありタイプ　基本コース／特定疾病保障コース／受取コース

告知なしタイプ　基本コース／受取コース

2025年4月作成

はじめに

このたびはマニュライフ生命の「未来につなげる終身保険 v2」をご検討いただきまして、ありがとうございます。この冊子は「未来につなげる終身保険 v2」をご契約いただくにあたって知っていただきたい事項を記載しておりますので、ぜひご一読いただき、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存しご活用ください。

この冊子の構成

ご契約のしおり

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特長としくみ、保障内容や諸手続きなどについて、わかりやすく説明しています。

約　款

ご契約についてのとりきめを記載しており、普通保険約款（主契約）と特約条項（特約）で構成されています。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解ください。

この保険のご検討にあたってのご留意事項

この保険にはリスクがあります

●この保険は、ご契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがいまして、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

●契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金などをお支払いする通貨が異なる場合などに、為替相場の変動による影響を受けます。したがいまして、保険金などを保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

この保険にかかる費用は次のとおりです

この保険には、初期抑制型死亡のみ保障特則の適用の有無に応じて、つぎのタイプがあります。また、特定疾病保障特則(24)の適用の有無および積立金区分特約の付加の有無に応じて、つぎのコースがあります。

タイプ	コース	適用する特則および付加する特約
告知ありタイプ	基本コース	－
	特定疾病保障コース	特定疾病保障特則(24)
	受取コース	積立金区分特約
告知なしタイプ	基本コース	初期抑制型死亡のみ保障特則
	受取コース	初期抑制型死亡のみ保障特則、積立金区分特約

●契約初期費用

◆契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用（契約初期費用）を控除します。契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた次の割合を一時払保険料に乗じた金額となります。

告知ありタイプ

項目	契約年齢*	契約通貨	
		円	米ドル・豪ドル
保険契約の締結に必要な費用（契約初期費用）	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳～74歳	3.70%	4.70%
	75歳～79歳	3.60%	4.00%
	80歳～84歳	3.50%	3.90%
	85歳以上	3.40%	3.80%

＊年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。「年増法」については「ご契約のしおり」の「主な保険用語のご説明」の項をご覧ください。

告知なしタイプ

項目	契約年齢	契約通貨	
		円	米ドル・豪ドル
保険契約の締結に必要な費用（契約初期費用）	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳以上	3.70%	5.00%

●保険関係費

告知ありタイプ 基本コース、受取コース

◆保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障および高度障害保障に必要な費用

・積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。
また、積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

告知ありタイプ 特定疾病保障コース

◆保険契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用

・積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。
また、積立金の計算に際して死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。

告知なしタイプ 基本コース、受取コース

◆保険契約の締結・維持および死亡保障に必要な費用

・積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。
また、積立金の計算に際して死亡保障に必要な費用を控除します。

※保険関係費は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

●外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

告知ありタイプ 告知なしタイプ 共通

【金融機関で通貨交換をされる場合】

◆外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

【金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合】

◆一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

【通貨交換に関する特約などを利用される場合】

◆「保険料米ドル入金特約B型」「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」などの為替レートには為替手数料が含まれており、お客様のご負担となります。各為替レートは、マニュライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料米ドル入金特約B型」などの為替レート	(契約通貨のTTM)÷(保険料の払込通貨のTTM−50銭)	
「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM+50銭	
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM−1銭	契約通貨のTTM−3銭

※2025年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

その他ご留意いただきたい事項

●ご契約者には、保険契約締結の際に契約通貨として円、米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択していただきます。

◆保険契約締結後に契約通貨を変更することはできません。

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ

●保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法第34条の2の規定により、マニュライフ生命に対して、お客様を「特定投資家以外のお客様」（以下、「一般投資家」といいます。）として取り扱うようお申し出いただくことができます。お手続き方法や制度の詳細の説明を希望される場合はマニュライフ生命コールセンターにお申し付けください。

●過去に上記のお手続きをされているお客様につきましては、「特定投資家」として取り扱うようお申し出いただくまでは、「一般投資家」としてお取扱いいたします。「特定投資家」として取り扱うようお申し出いただく場合には、マニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

※法令の規定により上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分制度を設けておりますが、マニュライフ生命の生命保険契約に関しては、「特定投資家」として取り扱う場合と「一般投資家」として取り扱う場合とで、お手続きその他に相違は一切ありません。（特定投資家に対しても一般投資家と同様の商品説明等をいたします。）

ご契約のしおり

未来につなげる ¥ $ AU$ 終身保険 V2

通貨選択型一時払終身保険

告知ありタイプ

基本コース／特定疾病保障コース／受取コース

告知なしタイプ

基本コース／受取コース

ご契約についての重要な事項、諸手続き、税法上の扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめたものです。約款とあわせて、ぜひご一読いただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

目次

ご契約のしおり …… 5

■主な保険用語のご説明 …… 8
1. 主な保険用語のご説明 …… 8

■お願いとお知らせ …… 15
2. お願いとお知らせ …… 15

■特長としくみ …… 22
3. 特長としくみ …… 22
4. 積立金・積立利率 …… 25
5. この保険には次のような給付があります …… 27
6. 特約について …… 29

■保険金を支払わない場合 …… 38
7. 保険金をお支払いできない場合について …… 38

■ご契約についての大切なことがら …… 40
8. 健康状態、職業などの告知について …… 40
9. 詐欺による取消について …… 42
10. 不法取得目的による無効について …… 42
11. ご契約上の責任はこの時から開始します …… 43
12. 解約、基本保険金額の減額および解約返戻金について …… 44
13. 差押債権者、破産管財人等による解約および保険金の受取人によるご契約の存続について …… 48
14. 死亡保険金受取人の変更について …… 48
15. 保険金のご請求方法について …… 49
16. 生命保険の税務 …… 51
17. 被保険者によるご契約者への解約の請求について …… 53

■各種お手続きについて …… 53
18. 各種お手続きについて …… 53
19. クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）のお申し出の方法 …… 54

約款 …… 57

●約款本文の目次は57ページに記載しております。

次のような場合には、該当するページをご覧ください

【保険金のお支払い】

保険金の請求手続きは?

15. 保険金のご請求方法について ▶P.49

保険金が支払われる場合は?

5. この保険には次のような給付があります ▶P.27
6. 特約について ▶P.29

保険金が支払われない場合は?

7. 保険金をお支払いできない場合について ▶P.38

【ご契約後について】

申込みを撤回したい

19. クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）のお申し出の方法 ▶P.54

住所が変わったとき／結婚したとき（改姓）

18. 各種お手続きについて ▶P.53

受取人を変えたい

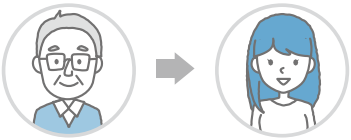

14. 死亡保険金受取人の変更について ▶P.48

保険を解約したい

12. 解約、基本保険金額の減額および解約返戻金について ▶P.44

保険にかかわる税金について知りたい

16. 生命保険の税務 ▶P.51

※各種取扱いにおける利率については、マニュライフ生命ホームページをご参照ください。

1 主な保険用語のご説明

●この冊子をお読みいただくにあたってご参照ください。

共通 <告知ありタイプ> <告知なしタイプ>

あ

一時払保険料（いちじばらいほけんりょう）

ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。ただし、契約通貨と異なる通貨でお払込みいただいた場合は、契約通貨に換算したお金のことをいいます。

か

解約返戻金（かいやくへんれいきん）

ご契約が解約されたときなどに、ご契約者に払い戻すお金のことをいいます。

契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の毎年の契約日に対応する日のことです。

契約通貨（けいやくつうか）

保険契約締結の際に選択していただいた主契約における通貨のことをいいます。

契約年齢（けいやくねんれい）

契約日における被保険者の満年齢です。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

契約日（けいやくび）

期間および年齢などの計算の基準となる日をいい、責任開始日を契約日とします。

さ

市場価格調整（しじょうかかくちょうせい）

解約返戻金額を計算する際、市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額に反映させることをいいます。

市場価格調整適用期間（しじょうかかくちょうせいてきようきかん）

解約返戻金額を計算する際、市場価格調整が適用される期間をいいます。

主契約と特約（しゅけいやくととくやく）

普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

情報端末を利用したお申込み（じょうほうたんまつをりようしたもうしこみ）

携帯端末等の情報処理機器（情報端末）を利用したご契約のお申込みをいいます。「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加することで、情報端末を利用したお申込みができます。

	責任開始期(日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
た	対顧客電信売相場(TTS)	銀行などで円貨を外貨に交換する際の為替レートのことをいいます。
	対顧客電信買相場(TTB)	銀行などで外貨を円貨に交換する際の為替レートのことをいいます。
	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)	TTS と TTB の平均値で、銀行などが取引に使う基準値のことをいいます。
	積立利率	積立金（受取コースの場合は、基本積立金）に付利する利率のことをいい、所定の指標金利をもとに定められます。
は	被保険者	生命保険の対象として、保険がつけられている人のことをいいます。
	保険金受取人	保険金を受け取る人のことで、ご契約者が指定します。
	保険契約者	マニュライフ生命と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（たとえば、ご契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料の支払義務）を持つ人のことをいいます。
	保険証券	基本保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料の払込通貨に関する特約	「保険料米ドル入金特約 B 型」など、契約通貨建の保険料を契約通貨と異なる通貨によりお払込みいただくために付加する特約です。
や	約款	ご契約者とマニュライフ生命が保険契約上とりかわすお約束の内容を規定するものです。

<告知ありタイプ>

コース共通

か

告知義務と告知義務違反

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みの際に現在の健康状態やご職業、過去の病歴などマニュライフ生命がおたずねする重要なことがらについて、ありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。マニュライフ生命がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは告知義務に違反したことになり、マニュライフ生命はご契約の効力を消滅（解除）させることができます。

さ

診査

診査医扱いのご契約に申し込まれたときには、マニュライフ生命の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また職場の健康管理を利用して診断書などの写しにもとづく方法もあります。

基本コース

か

基本保険金額

死亡保険金および高度障害保険金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料・契約日における積立利率および被保険者の契約年齢*・性別にもとづいて計算されます。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

＊年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

た

積立金

一時払保険料のうち、将来の保険金をお支払いするために積み立てた部分のことをいいます。積立金額は積立利率および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

な

年増法

ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける場合の方法のひとつです。この場合、被保険者の実際の契約年齢にマニュライフ生命の定める年数（年増年数）を加えた年齢にもとづいて契約初期費用、基本保険金額、積立利率および積立金を計算します。

は

保険関係費

積立利率を設定する際に差し引かれる保険契約の締結・維持に必要な費用をいいます。また、積立金の計算に際して控除される死亡保障および高度障害保障に必要な費用をいいます。

保険金

被保険者が死亡または高度障害状態に該当されたときに、マニュライフ生命からお支払いするお金のことをいいます。

特定疾病保障コース

か

基本保険金額（きほんほけんきんがく）

死亡保険金、高度障害保険金および特定疾病保険金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料・契約日における積立利率および被保険者の契約年齢*・性別ならびに特定疾病保険金額または特定疾病保障割合にもとづいて計算されます。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

＊年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

た

積立金（つみたてきん）

一時払保険料のうち、将来の保険金をお支払いするために積み立てた部分のことをいいます。積立金額は積立利率および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。

な

年増法（ねんましほう）

ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける場合の方法のひとつです。この場合、被保険者の実際の契約年齢にマニュライフ生命の定める年数（年増年数）を加えた年齢にもとづいて契約初期費用、基本保険金額、積立利率および積立金を計算します。なお、特定疾病保障割合 100% 以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。

は

保険関係費（ほけんかんけいひ）

積立利率を設定する際に差し引かれる保険契約の締結・維持に必要な費用をいいます。また、積立金の計算に際して控除される死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用をいいます。

保険金（ほけんきん）

被保険者が死亡・高度障害または特定疾病に該当されたときに、マニュライフ生命からお支払いするお金のことをいいます。

受取コース

か

基本積立金（きほんつみたてきん）

一時払保険料のうち、将来の保険金をお支払いするために積み立てた部分のことをいいます。積立金額は積立利率および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障および高度障害保障に必要な費用および積増金の加算に必要な費用を控除します。また、マニュライフ生命は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

基本保険金額（きほんほけんきんがく）

死亡保険金および高度障害保険金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料・契約日における積立利率・被保険者の契約年齢*・性別、ならびに積増率にもとづいて計算されます。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

＊年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

た

積増金（つみましきん）

一時払保険料相当額に積増率を乗じた金額のことをいいます。

積増率（つみましりつ）

特約積立金に加算する積増金の計算に用いるために設定する率のことをいいます。

特約積立金（とくやくつみたてきん）

毎年の積増金が加算される部分の積立金をいいます。マニュライフ生命所定の利率および経過した年月日数により、マニュライフ生命の定める方法で計算します。

な

年増法（ねんましほう）

ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける場合の方法のひとつです。この場合、被保険者の実際の契約年齢にマニュライフ生命の定める年数（年増年数）を加えた年齢にもとづいて契約初期費用、基本保険金額、積立利率および積立金を計算します。

は

保険関係費（ほけんかんけいひ）

積立利率を設定する際に差し引かれる保険契約の締結・維持に必要な費用をいいます。また、積立金の計算に際して控除される死亡保障および高度障害保障に必要な費用をいいます。

保険金（ほけんきん）

被保険者が死亡または高度障害状態に該当されたときに、マニュライフ生命からお支払いするお金のことをいいます。

<告知なしタイプ>

コース共通

た

第1保険期間（だい1 ほけんきかん）
契約日からその日を含めて所定の期間が満了するまでの期間をいい、ご契約者は、保険契約締結の際、マニュライフ生命の定める範囲内で所定の期間を指定します。

第2保険期間（だい2 ほけんきかん）
第１保険期間の満了する日の翌日以後、終身にわたる期間をいいます。

は

保険関係費（ほけんかんけいひ）
積立利率を設定する際に差し引かれる保険契約の締結・維持に必要な費用をいいます。また、積立金の計算に際して控除される死亡保障に必要な費用をいいます。

保険金（ほけんきん）
被保険者が死亡されたときに、マニュライフ生命からお支払いするお金のことをいいます。

基本コース

か

基本保険金額（きほんほけんきんがく）
死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料・ご契約者が指定した第１保険期間・契約日における積立利率および被保険者の契約年齢・性別にもとづいて計算されます。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

た

積立金（つみたてきん）
一時払保険料のうち、将来の保険金をお支払いするために積み立てた部分のことをいいます。積立金額は積立利率および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障に必要な費用を控除します。

受取コース

か

基本積立金（きほんつみたてきん）

一時払保険料のうち、将来の保険金をお支払いするために積み立てた部分のことをいいます。積立金額は積立利率および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障に必要な費用および積増金の加算に必要な費用を控除します。また、マニュライフ生命は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

基本保険金額（きほんほけんきんがく）

死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額で、一時払保険料・ご契約者が指定した第１保険期間・契約日における積立利率・被保険者の契約年齢・性別、ならびに積増率にもとづいて計算されます。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

た

積増金（つみましきん）

一時払保険料相当額に積増率を乗じた金額のことをいいます。

積増率（つみましりつ）

特約積立金に加算する積増金の計算に用いるために設定する率のことをいいます。

特約積立金（とくやくつみたてきん）

毎年の積増金が加算される部分の積立金をいいます。マニュライフ生命所定の利率および経過した年月日数により、マニュライフ生命の定める方法で計算します。

2 お願いとお知らせ

申込書、告知書はご自身で正確に記入してください

●申込書、告知書は重要な書類です。ご契約者ご自身で（被保険者欄は被保険者ご自身で）正確に記入してください。また、記入内容を再度お確かめのうえ、ご署名をお願いします。1

借入金を保険料に充当することを前提としたお申込みはお取扱いできません

●通貨選択型一時払終身保険の解約返戻金額などは、契約初期費用の控除や市場価格調整の適用および為替相場の変動により、お払込みいただいた金額を下回る場合があるため、借入金の返済や利息の支払いができなくなるおそれがあります。そのため、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申込みについてはお取扱いしておりません。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
●生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

●マニュライフ生命の担当者/代理店（生命保険募集人）は、お客様とマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
●また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するマニュライフ生命の承諾が必要になります。
●通貨選択型一時払終身保険の取扱いは、生命保険募集人のうち、一般社団法人生命保険協会において別途定められた規定にもとづき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみが取扱いを行なうことができます。

マニュライフ生命の組織形態について

●保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、マニュライフ生命は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）制度について

●生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分に内容をご検討いただきますようお願いいたします。
●お申込者またはご契約者（以下、「申込者等」といいます。）は、申込日または一時払保険料相当額の払込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面2によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）ができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払込みいただいた金額を全額お返しします。
●クーリング・オフのお申し出をされた場合、お払込みいただいた金額を、マニュライフ生命に保険料としてお払込みいただいた通貨でお返しします。
●したがって、契約通貨が外貨の場合、保険料円入金特約B型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります（保険料円入金特約B型を付加しない場合は、外貨でお返しします）。詳しくは、次をご参照ください。

1
情報端末を利用したお申込みの場合は、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

2
書面以外の方法として、マニュライフ生命ホームページ（www.manulife.co.jp）の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

	保険料お払込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
保険料円入金特約B型を付加する場合	円[*1]	円[*3]
保険料円入金特約B型を付加しない場合	外貨[*2]	外貨[*4]

＊1　保険料円入金特約B型の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。

＊2　金融機関代理店などで円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客様の口座からマニュライフ生命が指定する口座へ送金を行なうための、所定の手数料が発生することがあります。

＊3　円でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。

＊4　外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店などで外貨に両替した場合)、以下の①から④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは元本割れすることがあります。

①円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
②外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
④為替差損(益)

●マニュライフ生命はお申込みの撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

●お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

●次の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いができません。

①申込者等が法人のとき、または当該保険契約が営業もしくは事業のために締結する保険契約であるとき
②当該保険契約の保険期間が1年以下であるとき
③マニュライフ生命指定の医師による診査を受けられたとき
④当該保険契約が債務の履行の担保のための保険契約であるとき
⑤既契約の内容変更(特約の中途付加など)のとき

<お申し出方法[1]>

●お申込みの撤回等は、書面(封書)により前記の期間内(8日以内の消印有効)にマニュライフ生命の本社宛てに、お申し出ください。

<お願い>

●お申込みの撤回等と行違いに保険証券が到着した場合は、マニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

[1] お申し出の方法などの詳細については、**「19. クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）のお申し出の方法」**をご参照ください。

現在のご契約を解約、減額することを前提に新たなご契約のお申込みをご検討されている方へ

●マニュライフ生命または他社で、現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。

・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
・新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合などには、保険金・給付金等が支払われないことがあります。
・保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

●新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。

・新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
・詐欺による契約の取消の規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
・したがって、**告知が必要な傷病歴等がある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除・取消となる場合があります。**

保険証券などをご確認ください

●ご契約をお引受けしますと、マニュライフ生命は保険証券および返信用のはがきなどをお送りしますので、お申込みいただいた際の内容と違っていないかどうか、もう一度お確かめください。もし違っていたり、ご不審の点がありましたら、お手数でも返信用のはがきをお送りいただくか、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

「生命保険契約者保護機構」について

●マニュライフ生命は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

・保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行なう等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定[*1]に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約[*2]を除き、責任準備金等[*3]の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。[*4])

・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行なわれる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)が設けられる可能性もあります。

＊1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

＊2　破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間における各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、マニュライフ生命または保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

＊3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

＊4　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合

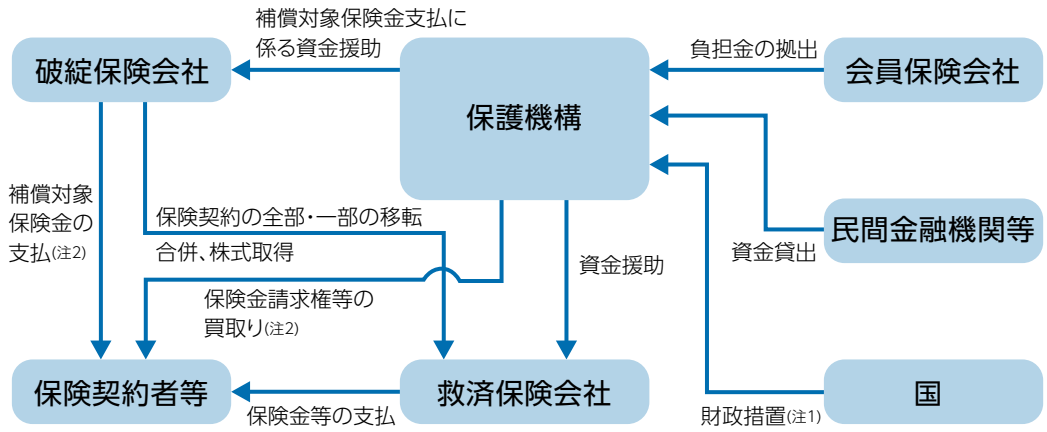

■救済保険会社が現れない場合

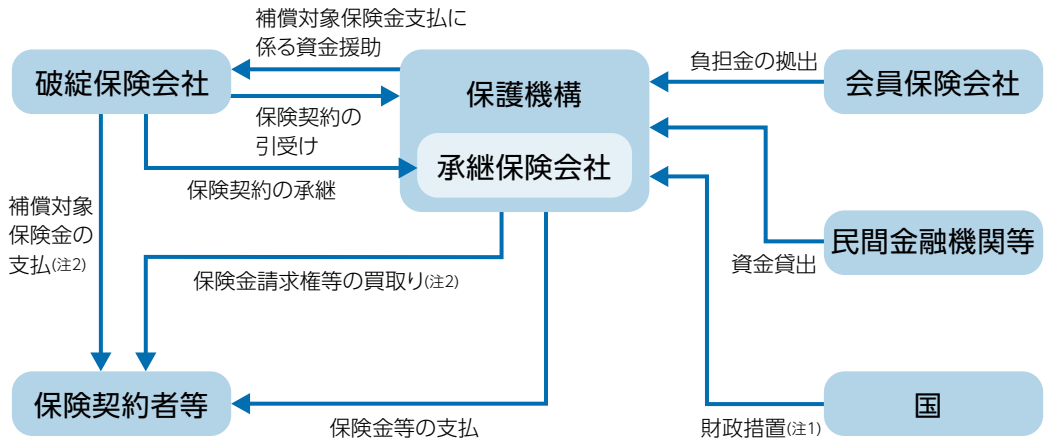

(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、＊2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

お客様の個人情報のお取扱いについて

1. 個人情報の利用目的

●個人情報の利用目的は下記のとおり、マニュライフ生命の商品・サービスを提供させていただくために必要な範囲に限定しています。また、お客様より個人情報を収集させていただきます際は、同目的を達成するために必要とする最小限の範囲といたします。

・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
・関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供、ご契約の維持管理
・マニュライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
・その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の第三者への提供について

【業務委託先または第三者への個人情報の取得依頼や提供】

●マニュライフ生命は、業務上必要な範囲内で、嘱託医、生命保険面接士、契約確認会社、国内外の外部情報処理業者・再保険会社[1]等に個人情報の取得依頼または提供を行なうことがあります。

3. 個人情報等の開示・訂正・利用停止のご依頼およびお問合せ窓口について

【個人情報等の開示・訂正・利用停止のご依頼】

●マニュライフ生命が取り扱うお客様の個人情報等について、お客様より開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合は、お客様ご本人からのお申し出であることをご確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り、開示・訂正・利用停止等について速やかに対応します。

【お問合せ窓口】

●マニュライフ生命は、お客様の個人情報等に関するお問合せ窓口を設けています。個人情報等の開示・訂正・利用停止等のお申し出、その他個人情報等に関するお問合せはマニュライフ生命コールセンターまでご連絡いただきますようお願いします。

マニュライフ生命コールセンター　TEL 0120-063-730
お問合せ時間　月～金曜日　9時～17時
（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）
ホームページ www.manulife.co.jp

4. 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）について

●その他個人情報の取扱いの詳細（マイナンバーの取扱いなど）については、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）をご覧いただくか（https://www.manulife.co.jp/ja/individual/about/company/privacypolicy.html）、マニュライフ生命コールセンターにお問合せください。

1 再々保険以降の出再を含みます。
※再保険に出すことを「出再」といいます。

「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

マニュライフ生命は、生命保険制度が健全に運営され、
保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、
「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、
マニュライフ生命の保険契約等に関する所定の情報を
特定の者と共同して利用しております。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●マニュライフ生命は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社[1]、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、マニュライフ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

●保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●マニュライフ生命が保有する相互照会事項記載の情報については、マニュライフ生命が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、マニュライフ生命の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、マニュライフ生命の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、マニュライフ生命コールセンターにお問合せください。

1 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）

②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）

③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお願い

●マニュライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、保険契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、保険契約者の取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

●なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

保険契約締結に関する確認事項

●新たな保険契約の申込みを行なうにあたり、次の事項についてご留意ください。

●マニュライフ生命に加入している保険契約（1999年3月31日以前に申し込まれたマニュライフ生命のご契約を含みます。）の失効および解約などに関し、特に次の事項についてご留意ください。

・マニュライフ生命に加入している保険契約の保険料のお払込みをせず失効した後に復活請求を行なった場合、健康状態および年齢によっては、復活ができなくなる場合があります。

・マニュライフ生命に加入している保険契約の保険料のお払込みをせず失効した後または解約した後に新たな保険契約の申込みを行なった場合、健康状態および年齢によっては、新たな保険契約の締結ができなくなる場合があります。

・マニュライフ生命に加入している保険契約と同等のご契約内容で新たな保険契約を締結する際、保険料が高くなる場合があります。

・マニュライフ生命に加入している保険契約の保障を見直す際に、マニュライフ生命に加入している保険契約の失効後あるいは解約などを行なった後に新たな保険契約に加入する、マニュライフ生命に加入している保険契約を継続する、新たな保険契約に追加加入するなどの、いずれを選択するかは、マニュライフ生命に加入している保険契約の内容と新たな保険契約の内容などを十分に比較検討し、ご自身の意思で判断いただく事項になります。

●上記の内容を十分理解したうえで、ご自身の意思により、マニュライフ生命との間で新たに生命保険の申込みをしていただくようお願いいたします。

3 特長としくみ

「未来につなげる終身保険v2」の特長

●「未来につなげる終身保険v2」は、通貨に応じた利率を積立金に付利するしくみの一時払終身保険で、正式名称を通貨選択型一時払終身保険といいます。

●この保険には、<告知ありタイプ>と<告知なしタイプ>があります。

・告知ありタイプ：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用しない場合のご契約です。

・告知なしタイプ：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用する場合のご契約です。

●保険契約締結の際に契約通貨として円、米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択していただきます。保険金のお支払いなどは契約通貨で行ないます。

●契約通貨が外貨の場合、「保険料の払込通貨に関する特約」のいずれかを付加することにより、契約通貨建の保険料を契約通貨と異なる通貨（円、米ドル、ユーロ、豪ドルまたはニュージーランドドル）でお払込みいただくことができます。

●契約通貨が外貨の場合、「円支払特約B型」を付加することにより、保険金などを円によりお支払いすることができます。

<告知ありタイプ>の場合

●被保険者が死亡されたとき、または所定の高度障害状態に該当されたときに保険金をお支払いする保障が生涯にわたり確保されます。

●告知ありタイプは、次の3つのコースから選択できます。

・基本コース：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用しない場合のご契約です。

・特定疾病保障コース：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用せず、特定疾病保障特則(24)を適用する場合のご契約です。

・受取コース：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用せず、積立金区分特約を付加する場合のご契約です。

●保険契約締結の際の基本保険金額は、一時払保険料、契約日における積立利率、被保険者の契約年齢[1]・性別、ならびに特定疾病保険金額または特定疾病保障割合（特定疾病保障コースの場合）、積増率（受取コースの場合）にもとづき計算します。

●特定疾病保障特則（24）を適用した場合、特定疾病による支払事由に該当した際、特定疾病保険金を支払います。特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。ただし、特定疾病保障割合100%の場合、契約は消滅します。

<特定疾病保険金額または特定疾病保障割合の指定>

・ご契約者は、この特則の適用時に、マニュライフ生命の定める範囲内で特定疾病保険金額または特定疾病保障割合を指定してください。

・特定疾病保険金額または特定疾病保障割合は、保険契約締結後、変更することはできません。ただし、基本保険金額が減額されたときは、基本保険金額と同じ割合で特定疾病保険金額も減額されます。

●積立金区分特約を付加した場合、積立金は基本積立金と特約積立金に区分されます。特約積立金は所定の方法で計算した積増金が毎年加算されます。特約積立金がある場合は、一部または全額をいつでも引出すことができます。詳しくは、「6. 特約について」の「積立金区分特約」をご覧ください。

1
年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。
なお、特定疾病保障コースで、特定疾病保障割合100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。

ご注意

●保険期間の途中で、特定疾病保障特則(24)を適用することはできません。
●特定疾病保障特則(24)を適用する場合、初期抑制型死亡のみ保障特則の適用、および積立金区分特約の付加はできません。
●特定疾病保障特則(24)のみの解約は取扱いません。

<告知なしタイプ>の場合

●告知なしタイプは初期抑制型死亡のみ保障特則を適用する場合のご契約です。
●被保険者が死亡されたときに保険金をお支払いする保障が生涯にわたり確保されます。
●この保険は、保険期間が第1保険期間と第2保険期間に分かれています。
●保険期間の区分は次のとおりです。

①第1保険期間

・契約日からその日を含めて所定の期間が満了するまでの期間をいいます。
・ご契約者は、保険契約の締結の際、マニュライフ生命の定める範囲内で期間を指定していただきます。なお、指定された期間は、保険契約締結後、変更することはできません。

②第2保険期間

・第1保険期間が満了する日の翌日以後、終身にわたる期間をいいます。

●告知なしタイプは、次の2つのコースから選択できます。

・基本コース：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用する場合のご契約です。
・受取コース：初期抑制型死亡のみ保障特則を適用し、積立金区分特約を付加する場合のご契約です。

●保険契約締結の際の基本保険金額は、一時払保険料、ご契約者が指定した第1保険期間、契約日における積立利率および被保険者の契約年齢・性別、ならびに積増率(受取コースの場合)にもとづき計算します。
●積立金区分特約を付加した場合、積立金は基本積立金と特約積立金に区分されます。特約積立金は所定の方法で計算した積増金が毎年加算されます。特約積立金がある場合は、一部または全額をいつでも引出すことができます。詳しくは、「6. 特約について」の「積立金区分特約」をご覧ください。

ご注意

●保険期間の途中で、初期抑制型死亡のみ保障特則を適用することはできません。
●初期抑制型死亡のみ保障特則のみの解約は取扱いません。

「未来につなげる終身保険v2」のしくみ

しくみ図

<告知ありタイプ・基本コース>の場合

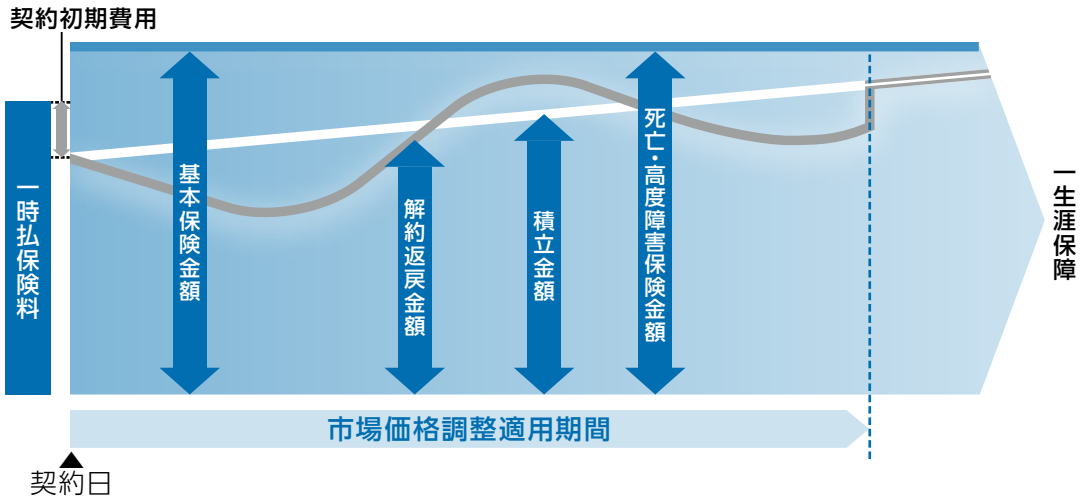

※しくみ図に表示の一時払保険料、基本保険金額、解約返戻金額、積立金額、死亡・高度障害保険金額は、契約通貨建てとなります。

<告知ありタイプ・特定疾病保障コース>の場合

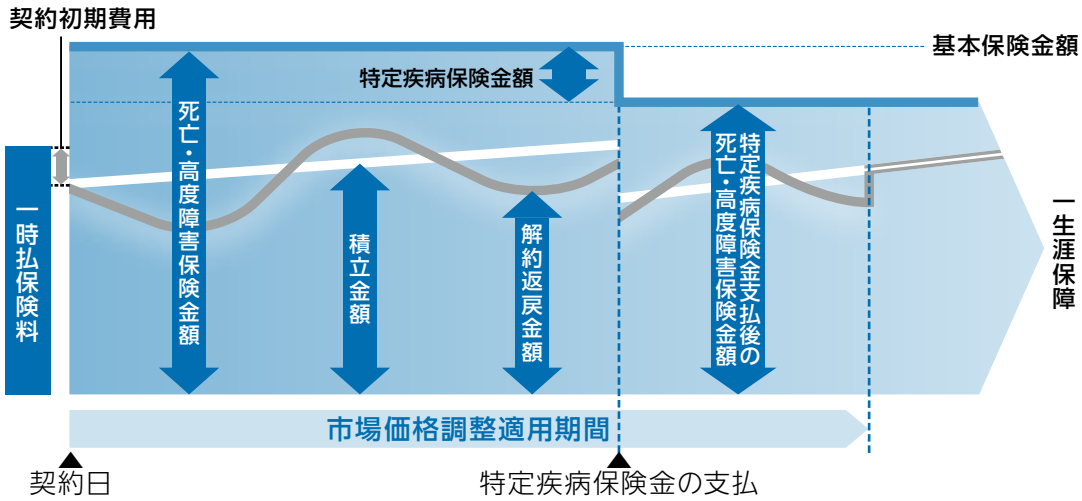

※しくみ図に表示の一時払保険料、基本保険金額、解約返戻金額、積立金額、死亡・高度障害保険金額、特定疾病保険金額は、契約通貨建てとなります。

※設定いただく特定疾病保険金額または特定疾病保障割合によって、しくみ図が異なります。

<告知なしタイプ・基本コース>の場合

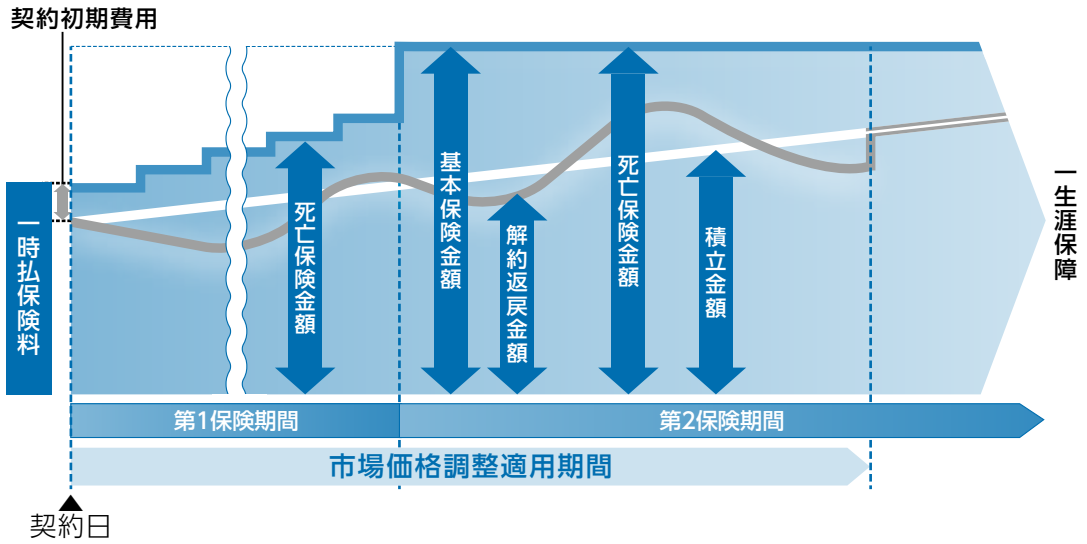

※しくみ図に表示の一時払保険料、基本保険金額、解約返戻金額、積立金額、死亡保険金額は、契約通貨建てとなります。

4 積立金・積立利率

積立金

●この保険は、一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を契約日の積立金額[1]とします。

●積立金額[1]は、契約日における積立利率に応じて増加します。なお、積立金額の計算に際しては、被保険者の年齢[2]・性別に応じた次の費用を控除します。

<告知ありタイプ>の場合

〈基本コース／受取コース〉

死亡保障および高度障害保障に必要な費用

〈特定疾病保障コース〉

死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用

<告知なしタイプ>の場合

〈基本コース／受取コース〉

死亡保障に必要な費用

1
受取コースの場合は、基本積立金額となります。

2
告知ありタイプで年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加え、毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢とします。なお、特定疾病保障コースで特定疾病保障割合100%以外を選択された場合は、特定疾病保険金部分と特定疾病保険金部分以外の部分についてそれぞれ年増年数を加えた年齢とします。

積立利率

●指標金利は、契約通貨に応じて設定されます。
●積立利率は、原則として毎月2回設定されます。
●ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。
●契約日と申込日が異なる場合、契約日時点の積立利率は申込日時点の積立利率と異なることがあります。(申込日時点の積立利率は適用されません。)
●契約日に適用された積立利率は、終身にわたって適用されます。
●積立利率は、特約・特則の内容ごとに設定されます。
●積立金区分特約を付加した場合、基本積立金と特約積立金に分けて積立てられます。基本積立金は、積立利率および経過した年月日数により計算されます。特約積立金は、年単位の契約応当日に積増金を加算した額とし、マニュライフ生命の定める利率および経過した年月日数により計算されます。

<告知ありタイプ>の場合

●積立利率は、マニュライフ生命の定める所定の指標金利のマニュライフ生命の定める期間における平均値に−1.0%から2.5%を増減*させた範囲内でマニュライフ生命が定めた利率から、次の①②を差し引いた利率となります。
①保険契約の締結に必要な費用として、新契約費率
②保険契約の維持に必要な費用として、維持費率
＊指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差および運用資産の金利リスクなどを考慮して設定されます。

ご注意

●積立金の計算の際に、次の費用を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
・基本コース／受取コースの場合
死亡保障および高度障害保障に必要な費用
・特定疾病保障コースの場合
死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用

<告知なしタイプ>の場合

●積立利率は、マニュライフ生命の定める所定の指標金利のマニュライフ生命の定める期間における平均値に−1.0%から2.5%を増減*させた範囲内でマニュライフ生命が定めた利率から、次の①②を差し引いた利率となります。
①保険契約の締結に必要な費用として、新契約費率
②保険契約の維持に必要な費用として、維持費率
＊指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差および運用資産の金利リスクなどを考慮して設定されます。

ご注意

●積立金の計算の際に、次の費用を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
・基本コース／受取コースの場合
死亡保障に必要な費用

5 この保険には次のような給付があります

通貨選択型一時払終身保険の給付内容

<告知ありタイプ>の場合

【基本コース】

●この保険は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに保険金をお支払いする保険です。

支払事由	保険金	お支払額	受取人
死亡されたとき	**死亡保険金**	死亡された日の解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
傷害または疾病により高度障害状態[1]に該当されたとき	**高度障害保険金**	高度障害状態に該当された日の解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい額	被保険者

【特定疾病保障コース】

●ご契約時に特定疾病保障特則(24)を適用した場合、被保険者が責任開始期またはガン責任開始日以後に支払事由に該当されたときに次の保険金をお支払いします。

支払事由	保険金	お支払額	受取人
死亡されたとき	**死亡保険金**	死亡された日の解約返戻金額または保険金額*1のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
傷害または疾病により高度障害状態[1]に該当されたとき	**高度障害保険金**	高度障害状態に該当された日の解約返戻金額または保険金額*1のいずれか大きい額	被保険者
特定疾病*2の状態に該当されたとき	**特定疾病保険金**	特定疾病保険金の支払事由に該当された日の特定疾病保険金部分の解約返戻金額または特定疾病保険金額のいずれか大きい額	被保険者

＊1　保険金額は、特定疾病保険金のお支払い前は基本保険金額、特定疾病保険金のお支払後は基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額となります。ただし、特定疾病保障割合が100%である場合には、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時から契約は消滅します。

＊2　次の支払事由に該当したときに、特定疾病保険金をお支払いします。

特定疾病[2]	支払事由
悪性新生物〔ガン〕	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当した場合 ●急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ●急性心筋梗塞の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術[3]を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、次のいずれかに該当した場合 ●脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●脳卒中の治療のため、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為に該当する手術[3]を受けたとき

1
高度障害状態については、通貨選択型一時払終身保険の約款別表1「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

2
対象となる特定疾病の詳細については、通貨選択型一時払終身保険の約款別表５「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

3
対象となる手術については、通貨選択型一時払終身保険の別表8「医科診療報酬点数表」をご覧ください。

●**「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。**

●**ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険金のお支払いはしません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内にご契約者からお申し出があったときは、保険契約は無効となります。**

【受取コース】

●「6. 特約について」の「積立金区分特約」をご覧ください。

ご 注 意

●高度障害保険金および特定疾病保険金の受取人は被保険者となっていますが、ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合にはご契約者にお支払いします。

●高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態に該当された時からご契約は消滅します。

●特定疾病保険金を支払った以後の特定疾病保険金のお支払いはありません。

●特定疾病保険金を支払った後も、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた金額が死亡・高度障害保険金として一生涯継続します。特定疾病保険金をお支払いしたときは、特定疾病による支払事由に該当された時から特定疾病保険金部分は消滅します。

●特定疾病保障割合が100%である場合には、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した時から契約は消滅します。

●特定疾病保険金の請求前にすでに高度障害保険金を支払っていた場合には、特定疾病保険金は高度障害保険金と重複しては支払いません。また、高度障害保険金または特定疾病保険金の請求前にすでに死亡保険金を支払っていた場合にも、重複しては支払いません。

●保険金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。

①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。1

②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。

③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

●上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは特定疾病保険金のお支払いの対象となりません。

1 詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

<告知なしタイプ>の場合

●この保険は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに死亡保険金をお支払いする保険です。

●第1保険期間中の死亡保険金は、第2保険期間中の死亡保険金とお支払額が異なります。

【基本コース】

第1保険期間中

支払事由	保険金	お支払額*1	受取人
第1保険期間中に死亡されたとき	**死亡保険金**	一時払保険料相当額*2×(100%+逓増率*3×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))	死亡保険金受取人

*1　解約返戻金額が一時払保険料相当額×(100%+逓増率×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))の金額をこえる場合は、解約返戻金額をお支払いします。

*2　基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。

*3　逓増率は被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

契約年齢	逓増率
60歳以下	1.50%
61歳以上70歳以下	1.00%
71歳以上80歳以下	0.50%
81歳以上	0.20%

第2保険期間中

支払事由	保険金	お支払額	受取人
第2保険期間中に死亡されたとき	**死亡保険金**	死亡された日の解約返戻金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人

【受取コース】

●「6. 特約について」の「積立金区分特約」をご覧ください。

ご 注 意

●高度障害保険金のお支払はありません。
●死亡保険金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。
①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。1
②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。
③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

1 詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

6 特約について

●通貨選択型一時払終身保険に付加できる特約は次のとおりです。
●募集代理店などにより、お取扱いする特約が異なることがあります。

通貨に関する特約

●次の特約のいずれかを付加することにより、その特約の通貨を契約通貨としてお取扱いします。
①円特約B型
②米ドル特約B型
③豪ドル特約B型
●保険契約締結後に契約通貨を変更することはできません。

特約の付加

●保険契約締結の際、ご契約者のお申し出により付加します。
●「円特約B型」「米ドル特約B型」「豪ドル特約B型」を重複して付加することはできません。
●「円特約B型」と「保険料円入金特約B型」、「米ドル特約B型」と「保険料米ドル入金特約B型」、または「豪ドル特約B型」と「保険料豪ドル入金特約B型」を重複して付加することはできません。

指標金利

●積立利率の計算の基礎となる指標金利は、ご契約者に選択していただいた契約通貨に応じ、次のとおりです。

契約通貨	指標金利
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル－米ドル買値（SOFR[1]）
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

●将来の運用情勢の変化により国債や金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、国債や金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、マニュライフ生命は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までにご契約者にその旨を通知します。

●国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。

●金利スワップレートとは、国際金融市場での代表的な中・長期金利の指標です。金融資産[2]の利回りの基準として広く用いられ、資金を中・長期で運用する際の目安となります。
※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

●金融情勢などの影響により、契約年齢などによってはお取扱いを見合わせている場合があります。

特約の解約

●通貨に関する特約のみを解約することはできません。

保険料の払込通貨に関する特約

●契約通貨として外貨を選択されたときは、次の特約のいずれかを付加することにより、契約通貨建の保険料をその特約の通貨に換算した金額（保険料換算額）によりお払込みいただくことができます。また、払い込まれたその特約の通貨の保険料相当額（保険料払込額）をもとに契約通貨建の保険料を計算して充当することができます。
①保険料円入金特約B型
②保険料米ドル入金特約B型
③保険料ユーロ入金特約B型
④保険料豪ドル入金特約B型
⑤保険料ニュージーランドドル入金特約B型

特約の付加

●保険契約締結の際、ご契約者のお申し出により付加することができます。

●上記①から⑤の特約を重複して付加することはできません。

●「保険料円入金特約B型」と「円特約B型」、「保険料米ドル入金特約B型」と「米ドル特約B型」、または「保険料豪ドル入金特約B型」と「豪ドル特約B型」を重複して付加することはできません。

●契約通貨建の保険料の保険料換算額への換算および保険料払込額の契約通貨建の保険料への換算は、次の換算基準日における為替レート*を用いて計算します。

1
SOFR（ソファ）とは、「Secured Overnight Financing Rate」の略称で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。

2
社債・公共債など

対象	換算基準日	保険料換算額または保険料払込額	為替レート*	
			米ドル	豪ドル
保険料	保険料換算額または保険料払込額をマニュライフ生命が受領する日	円	契約通貨のTTM+50銭	
		米ドル	(契約通貨のTTM)÷(保険料の払込通貨のTTM − 50銭)	
		ユーロ		
		豪ドル		
		ニュージーランドドル		

＊保険料換算額または保険料払込額が円の場合の為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における対顧客電信売相場(TTS) 1 を上回ることはありません。また、保険料換算額または保険料払込額が外貨の場合の為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における契約通貨の対顧客電信売相場(TTS) 1 を保険料の払込通貨の対顧客電信買相場(TTB) 1 で除すことによって得られるレートを上回ることはありません。

円支払特約B型

●契約通貨として外貨を選択されたときは、「円支払特約B型」を付加することにより、外貨建の保険金などを円によりお支払いすることができます。

特約の付加

<告知ありタイプ>の場合

●死亡保険金、高度障害保険金、解約返戻金、リビング・ニーズ特約による特約保険金、特定疾病保障特則(24)による特定疾病保険金、積立金区分特約による特約積立金の払戻の請求の際、その受取人のお申し出により、付加することができます。

●死亡保険金、高度障害保険金、解約返戻金、リビング・ニーズ特約による特約保険金、特定疾病保障特則(24)による特定疾病保険金、積立金区分特約による特約積立金の払戻の円への換算は、契約通貨に応じて次の換算基準日における為替レート*1を用いて計算します。

対象	換算基準日	為替レート*1	
		米ドル	豪ドル
死亡保険金、 高度障害保険金、 解約返戻金、 リビング・ニーズ特約による特約保険金、 特定疾病保障特則(24)による特定疾病保険金、 積立金区分特約による特約積立金の払戻	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日*2の翌営業日	契約通貨のTTM − 1銭	契約通貨のTTM − 3銭

＊1　為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日 2 における対顧客電信買相場(TTB) 3 を下回ることはありません。

＊2　請求書類に不備があった場合は、完備された請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

1
1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

2
その日が、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

3
1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

<告知なしタイプ>の場合

●死亡保険金、解約返戻金、積立金区分特約による特約積立金の払戻の請求の際、その受取人のお申し出により、付加することができます。

●死亡保険金、解約返戻金、積立金区分特約による特約積立金の払戻の円への換算は、契約通貨に応じて次の換算基準日における為替レート*3を用いて計算します。

対象	換算基準日	為替レート*3	
		米ドル	豪ドル
死亡保険金、 解約返戻金、 積立金区分特約による特約積立金の払戻	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日*4の翌営業日	契約通貨のTTM − 1銭	契約通貨のTTM − 3銭

*3　為替レートは、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日1における対顧客電信買相場(TTB)2を下回ることはありません。

*4　請求書類に不備があった場合は、完備された請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

積立金区分特約

●積立金は基本積立金と特約積立金に区分されます。特約積立金は次の方法で計算した積増金が毎年加算されます。

積増金 ＝ 一時払保険料相当額* × 積増率

＊　基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。

●基本積立金は、積立利率および経過した年月日数により計算されます。特約積立金は、年単位の契約応当日に積増金を加算した額とし、当社所定の利率および経過した年月日数により計算されます。なお、計算に際しては、死亡保障および高度障害保障(告知ありタイプのみ)に必要な費用および積増金の加算に必要な費用を控除します。また、マニュライフ生命は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

●特約積立金がある場合、会社の定める取扱範囲内で一部または全部をいつでも引出すことができます。特約積立金の一部または全部を引出す際、市場価格調整は適用されません。

特約の付加

●保険契約締結の際、ご契約者のお申し出により付加することができます。

1 その日が、マニュライフ生命が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

給付内容

●この特約を付加した場合、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに次の保険金をお支払いします。

<告知ありタイプ・受取コース>の場合

支払事由	保険金	お支払額	受取人
死亡されたとき	**死亡保険金**	死亡された日の解約返戻金額または基本保険金額および特約積立金額の合計額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
傷害または疾病により高度障害状態に[1]該当されたとき	**高度障害保険金**	高度障害状態に該当された日の解約返戻金額または基本保険金額および特約積立金額の合計額のいずれか大きい額	被保険者

<告知なしタイプ・受取コース>の場合

●第1保険期間中の死亡保険金は、第2保険期間中の死亡保険金とお支払額が異なります。

第1保険期間中

支払事由	保険金	お支払額[*1]	受取人
第1保険期間中に死亡されたとき	**死亡保険金**	一時払保険料相当額[*2]×(100%+逓増率[*3]×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))+特約積立金額	死亡保険金受取人

*1　解約返戻金額が一時払保険料相当額×(100%+逓増率×契約日からの経過年数(1年未満切り捨て))+特約積立金額の金額をこえる場合は、解約返戻金額をお支払いします。

*2　基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額となります。

*3　逓増率は被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

契約年齢	逓増率
60歳以下	1.50%
61歳以上70歳以下	1.00%
71歳以上80歳以下	0.50%
81歳以上	0.20%

第2保険期間中

支払事由	保険金	お支払額	受取人
第2保険期間中に死亡されたとき	**死亡保険金**	死亡された日の解約返戻金額または基本保険金額および特約積立金額の合計額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人

[1] 高度障害状態については、通貨選択型一時払終身保険の約款別表1「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

しくみ図

<告知ありタイプ・受取コース>の場合

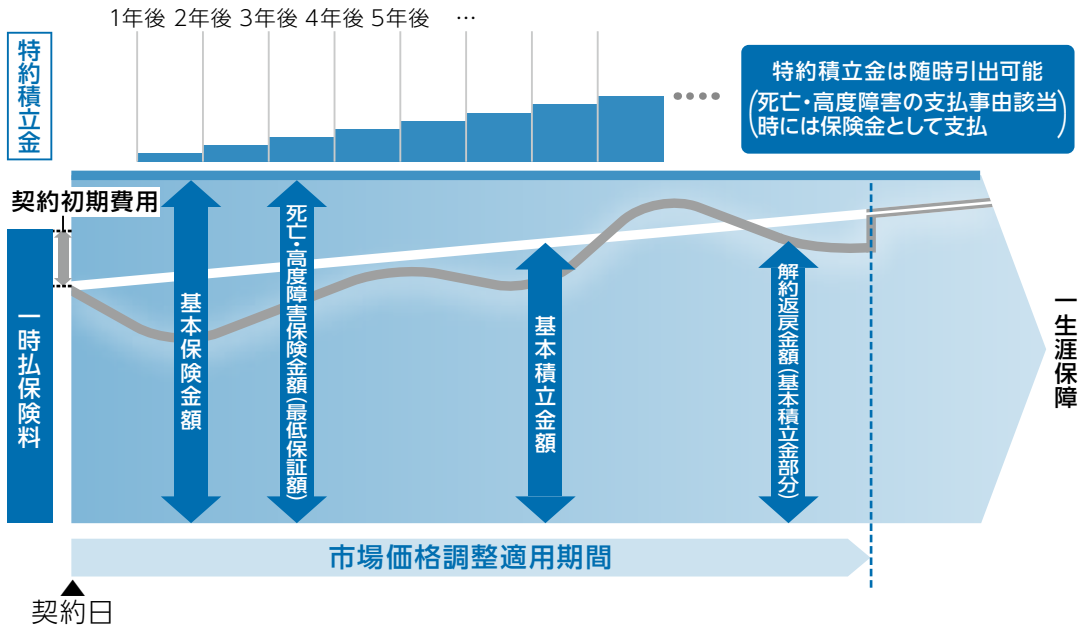

※しくみ図に表示の一時払保険料、基本保険金額、解約返戻金額、基本積立金額、死亡・高度障害保険金額、特約積立金は、契約通貨建てとなります。

<告知なしタイプ・受取コース>の場合

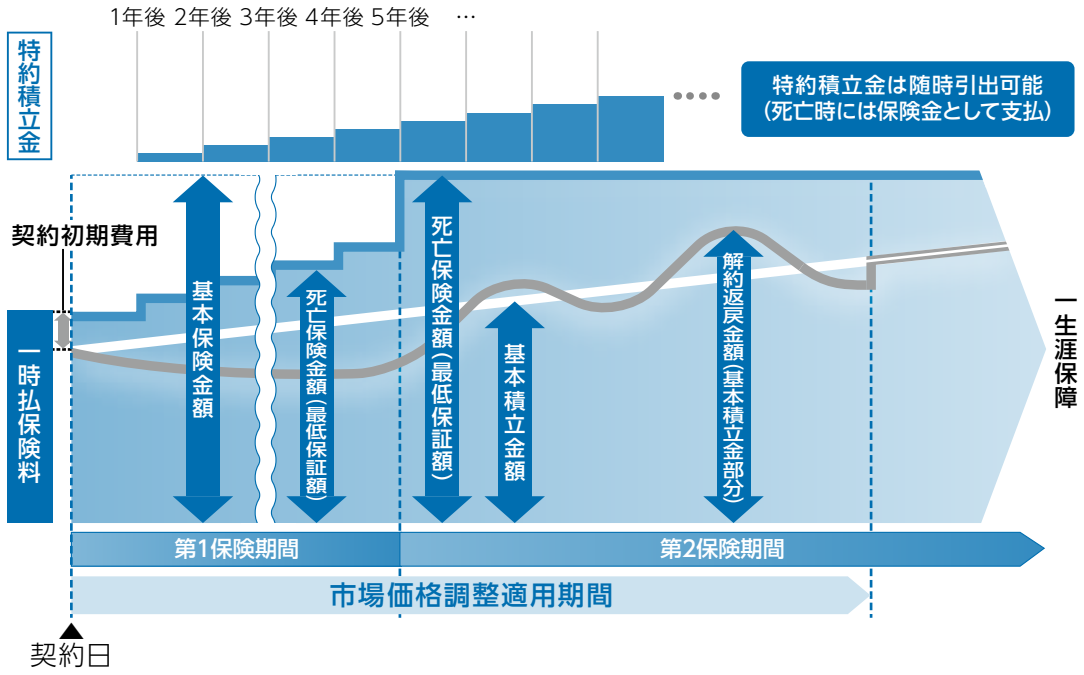

※しくみ図に表示の一時払保険料、基本保険金額、解約返戻金額、基本積立金額、死亡保険金額、特約積立金は、契約通貨建てとなります。

特約の解約

●積立金区分特約のみを解約することはできません。

ご 注 意

●積立金区分特約は、特定疾病保障特則(24)とあわせて付加できません。

リビング・ニーズ特約

●リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。なお、「余命6か月」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6か月以内であることを意味します。

●積立金区分特約が付加されていない場合の特約保険金は、「主契約の基本保険金額*1のうち、被保険者に指定していただいた金額(指定保険金額)から、6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額」と、「指定保険金額に対応する特約保険金の請求日(請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日*2)の解約返戻金額」のいずれか大きい額となります。

●積立金区分特約を付加している場合の特約保険金は、次の①②の合計額となります。

①指定保険金額から利息を差し引いた金額と、指定保険金額に対応する解約返戻金額(基本積立金に対応する部分)のいずれか大きい金額

②請求日における積立金区分特約の特約積立金額に、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額1

●ご請求額(指定保険金額)は、主契約の基本保険金額*1の範囲内、かつ被保険者お一人について3,000万円2を限度とします。ただし、ご請求時の基本保険金額によっては、ご請求できる金額が3,000万円2を下回ることがありますのでご注意ください。

＊1　特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額となります。

＊2　書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日

<特約保険金のお支払いについて>

●被保険者からご請求があり、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合には、リビング・ニーズ特約の特約保険金を被保険者にお支払いします。

●この特約による特約保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

●複数のご契約にリビング・ニーズ特約が付加されていた場合でも、同一被保険者について、指定保険金額(契約通貨が外貨の場合は、マニュライフ生命の定める換算レートにより円に換算した金額)を通算して3,000万円1をこえるときは、そのこえる部分については特約保険金はお支払いしません。

<特約保険金をお支払いしたとき>

●死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はそのご請求日にさかのぼって消滅します。

●死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いしたときは、次のように取扱います。

①基本保険金額は、減額されたものとみなします。

②減額部分に対応する解約返戻金はお支払いしません。

●積立金区分特約の特約積立金額に、基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額と同額の部分は、特約保険金の請求日から減額されたものとみなします。

1
詳しくは、通貨選択型一時払終身保険の約款「リビング・ニーズ特約」をご覧ください。

2
契約通貨が外貨の場合は、マニュライフ生命の定める換算レートにより円に換算して 3,000 万円となる金額

■死亡保険金の全部をお支払いした場合（積立金区分特約を付加しない場合）

・「指定保険金額（基本保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額」または「解約返戻金額」のいずれか大きい額をお支払いします。

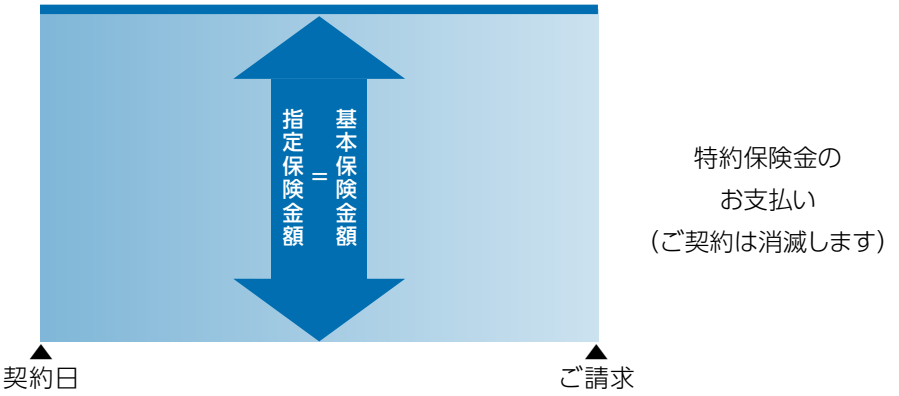

■死亡保険金の一部をお支払いした場合（積立金区分特約を付加しない場合）

・「指定保険金額(基本保険金額の一部)から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額」または「指定保険金額に対応する解約返戻金額」のいずれか大きい額をお支払いします。

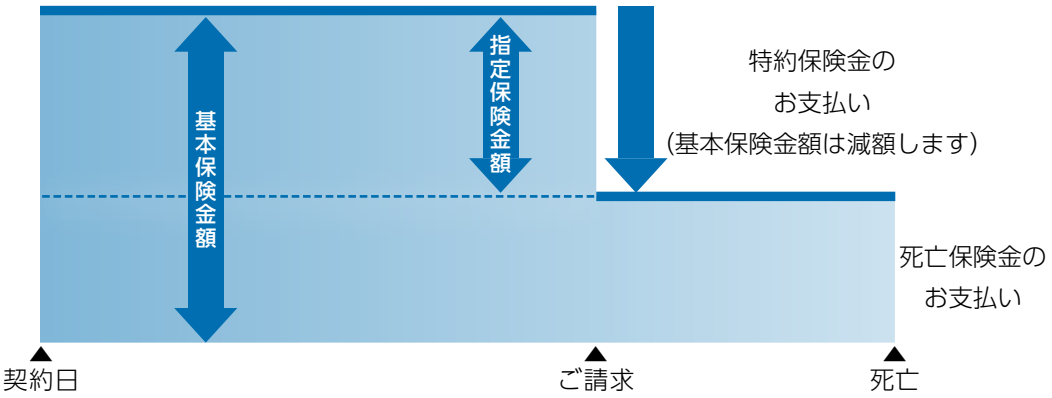

●特約保険金を外貨でお支払いする場合、次の点にご注意ください。

①外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージなど）をご負担いただく場合があります。1

②当該外貨で受領できる金融機関口座が必要になります。

③円でお支払いする場合に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

ご注意

●ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

●<告知なしタイプ>の場合、この特約は付加できません。

指定代理請求特約

●指定代理請求特約は、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者ご自身が請求できない次の特別な事情があるときに、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わって請求することができる特約です。

①傷害または疾病により、保険金を請求する意思表示ができない場合

②傷病名の告知を受けていない場合

③その他、①②に準じた状態である場合

1 詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

●この特約の対象となる保険金は、被保険者が受け取ることとなるすべての保険金です。
●被保険者が死亡した後も、指定代理請求人が被保険者の法定相続人である場合、引き続き被保険者が受取人となっている保険金[1]を請求することができます。

<指定代理請求人について>

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定していただくことができます。ただし、ご契約者が法人である場合は、指定代理請求人を指定することはできません。
●指定代理請求人として指定できる範囲は次のとおりです。
①被保険者の戸籍上の配偶者
②被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
③被保険者の直系血族
●指定代理請求人は保険金の請求時において上記のいずれかに該当することを要します。
●請求時に上記のいずれかに該当する場合でも、故意に保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を保険金の請求ができない状態にさせた者は指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
●保険金を指定代理請求人にお支払いした場合は、その後重複して保険金のご請求を受けてもお支払いしません。
●ご契約後に指定代理請求人を変更指定される場合、撤回される場合、または新たに指定される場合には、マニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。お手続きについて詳しくご案内します。
●指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

ご 注 意

●ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。
●<告知なしタイプ>の場合、この特約は付加できません。

1 被保険者の相続財産となるものに限ります。

7 保険金をお支払いできない場合について

免責事由に該当した場合

●次のような場合には、たとえ支払事由が発生していても、保険金はお支払いしません。

タイプ	保険・特約	保険金	免責事由
告知ありタイプ	通貨選択型一時払終身保険	死亡保険金	①責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺によるとき ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
		高度障害保険金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
	リビング・ニーズ特約	特約保険金	①被保険者の犯罪行為によるとき ②保険契約者または被保険者の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき
告知なしタイプ	通貨選択型一時払終身保険	死亡保険金	①責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺によるとき ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき

●精神病などによる3年以内の自殺については、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、マニュライフ生命コールセンターにお問合せください。
●「戦争その他の変乱」が原因で支払事由が発生した場合は、該当する被保険者の数によっては、全額をお支払いしたり、削減してお支払いすることがあります。

責任開始期前の疾病や不慮の事故などを原因とする場合 <告知ありタイプ>の場合のみ

●高度障害保険金および特定疾病保険金のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故などが責任開始期前に生じていた場合には、お支払いの対象となりません。
●ただし、責任開始期前の疾病や不慮の事故などを原因とする場合であっても、その疾病や不慮の事故などについて、正しく告知をしていただいた場合や、その疾病や不慮の事故などについて病院への受診歴などがなく、かつ認識や自覚がなかった場合は、責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。1

1 ガンによる特定疾病保険金を除きます。

ガン責任開始日の前日以前にガンと診断確定されていた場合〈特定疾病保障コースの場合のみ〉

●ガン責任開始日前にガンと診断確定されたために、特定疾病保険金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に契約者から申し出があったときは、ご契約を無効とします。ただし、告知義務違反による解除および重大事由による解除の場合を除きます。
●ご契約を無効とした場合、払込まれた保険料を契約者に払い戻します。

重大事由による解除の場合

●次のような事由に該当し、主契約または付加している特約を解除した場合には、**その事由の発生時以後に支払事由が生じていても、保険金はお支払いしません。**

①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人がご契約の保険金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
②このご契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
④上記①②③の他、マニュライフ生命の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

※上記の事由が生じた以後に、保険金の支払事由が生じたときは、マニュライフ生命は保険金をお支払いしません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうことなどをいいます。また、保険契約者または保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

●ご契約を解除した場合には、解約返戻金をご契約者にお支払いします。

告知義務違反による解除の場合 <告知ありタイプ>の場合のみ

●告知していただいた内容が事実と相違したため、主契約または特約が解除されたときは、保険金はお支払いしません。1

詐欺による取消の場合

●詐欺による取消の規定の適用により主契約または特約が取消となったときは、保険金はお支払いしません。2

不法取得目的による無効の場合

●不法取得目的による無効の規定の適用により主契約または特約が無効となったときは、保険金はお支払いしません。3

8 健康状態、職業などの告知について

ご契約者または被保険者には告知義務があります

●<告知ありタイプ>のご契約の締結に際しては、ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
●<告知なしタイプ>のご契約の締結に際しては、ご契約者および被保険者に告知を求めません。

告知の重要性

●生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがいまして、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
●ご契約にあたっては、過去の傷病歴4、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業などについて「告知書5」でマニュライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

(1)医師の診査によるご契約の場合
医師の診査によるご契約の場合には、マニュライフ生命指定の医師が被保険者の過去の傷病歴などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。口頭により告知していただいた内容は医師により記録されますので、ご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

(2)医師の診査以外によるご契約の場合
勤務先の定期健康診断などの結果を利用する方法など医師の診査以外によるご契約の場合にも、告知書に事実をありのままに正確にもれなく記入してください。過去の傷病歴など告知書に記入していただく事項は、マニュライフ生命がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですから、書面5でお伺いすることにしております。

ご注意

●告知受領権はマニュライフ生命(会社所定の「告知書」)およびマニュライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。

1 詳細については**「8. 健康状態、職業などの告知について」**をご参照ください。

2 詳細については**「9. 詐欺による取消について」**をご参照ください。

3 詳細については**「10. 不法取得目的による無効について」**をご参照ください。

4 傷病名・治療期間など

5 情報端末のお手続き画面を含みます。

お申込内容やご請求内容などについて、確認させていただく場合があります

●マニュライフ生命の担当職員またはマニュライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

傷病歴などがある場合のお取扱いについて

●マニュライフ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様の身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行なっております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。(お引受けできないことや特別な条件[1]をつけて、ご契約をお引受けすることもあります。)

●特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合には、条件の内容を提示しますので、内容をご確認ください。お示しした条件をご承諾いただければご契約は成立します。

告知義務違反による解除・取消について

●告知していただくことがらは、告知書[2]に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、マニュライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

・責任開始日からその日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。(ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

●告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、マニュライフ生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、マニュライフ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、マニュライフ生命はご契約または特約を解除することができます。

●ご契約を解除した場合には、解約返戻金をご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、**「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、**

・責任開始日からの年数は問いません。
(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。)

・また、すでにお払込みいただいた一時払保険料はお返しいたしません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は、次の事項にご留意ください。

・新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。

1
「年増法」「特定障害状態不担保」など

2
情報端末のお手続き画面を含みます。

・新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
・詐欺による契約の取消の規定などについて、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
・よって、**告知が必要な傷病歴などがある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除・取消となる場合があります。**

9 詐欺による取消について

●保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、その保険契約を取り消し、受け取った一時払保険料は払い戻しません。

10 不法取得目的による無効について

●保険契約締結の状況、保険契約の成立後の保険金の請求の状況などから判断して、保険契約者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結されたものと認められる場合には、その保険契約を無効とし、受け取った一時払保険料は払い戻しません。

11 ご契約上の責任はこの時から開始します

責任開始期について

<告知ありタイプ>の場合

●お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命がお引受けすると決定(=承諾)した場合には、一時払保険料相当額のお払込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の責任を開始します。

●契約日は責任開始日と同じ日となります。

責任開始の例

マニュライフ生命の承諾前にお払込みがあった場合

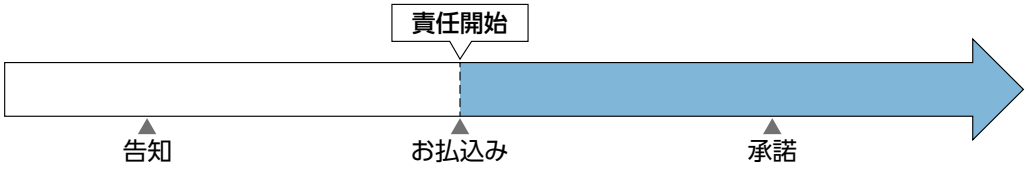

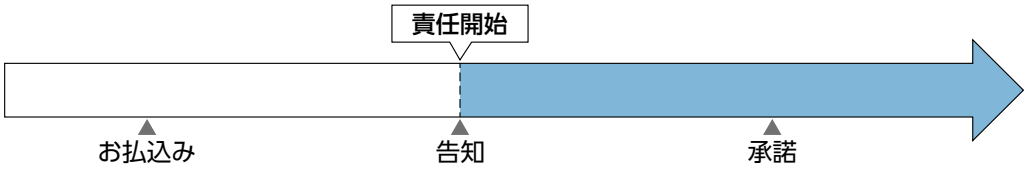

マニュライフ生命の承諾後にお払込みがあった場合

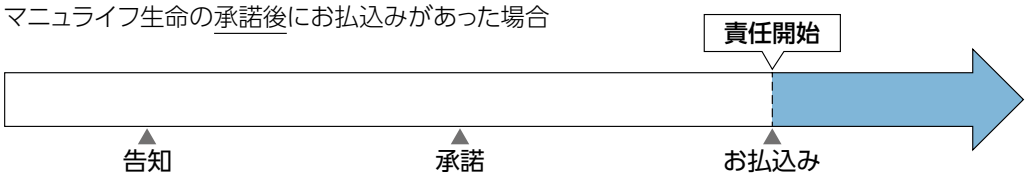

<告知なしタイプ>の場合

●お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命がお引受けすると決定(=承諾)した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から、ご契約上の責任を開始します。

●契約日は責任開始日と同じ日となります。

責任開始の例

マニュライフ生命の承諾前にお払込みがあった場合

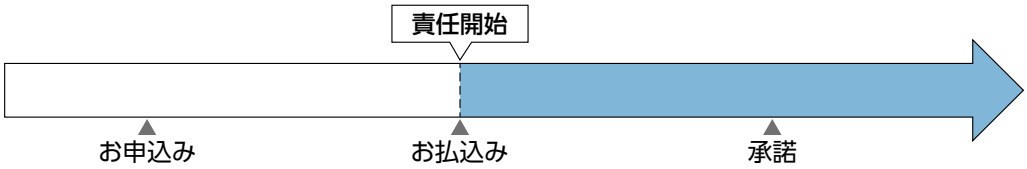

マニュライフ生命の承諾後にお払込みがあった場合

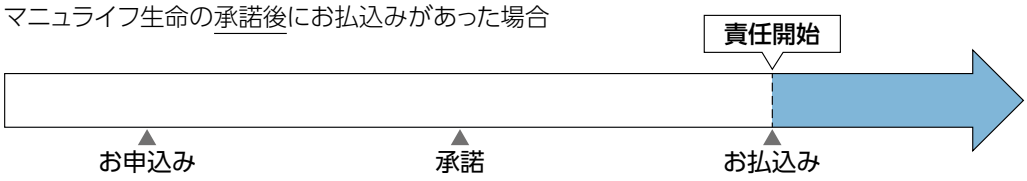

ガン責任開始日について

●特定疾病保障特則(24)を適用した場合、ガン責任開始日は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

ガン責任開始日の例

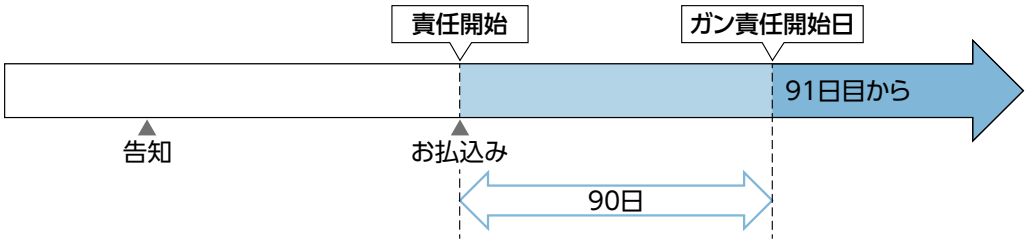

12 解約、基本保険金額の減額および解約返戻金について

解約

●いつでもご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。

基本保険金額の減額

●基本保険金額の減額をし、解約返戻金を受け取ることができます。ただし、減額後の基本保険金額が、マニュライフ生命所定の金額を下回る場合は、基本保険金額の減額をお取扱いすることはできません。基本保険金額の減額は、その請求書類をマニュライフ生命が受付した日(請求書類に不備があった場合は、完備された請求書類をマニュライフ生命が受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。)に効力が生じるものとします。

●基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

●特定疾病保障特則(24)を適用し、特定疾病保険金額を指定した場合、基本保険金額の減額をしたときは、基本保険金額と同じ割合で特定疾病保険金額も減額されます。

●積立金区分特約を付加し、基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で基本積立金額も減額されます。ただし、特約積立金は減額されません。

解約返戻金

●市場価格調整適用期間中に、ご契約を解約または基本保険金額の減額をされる場合、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。

●積立金区分特約を付加しない場合の市場価格調整適用期間中の解約返戻金額は、解約計算基準日または減額計算基準日[1]における積立金額(基本保険金額の減額の場合は、減額された部分に対応する積立金額。以下同じ。)および市場価格調整率にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

解約返戻金額 = 積立金額 × 市場価格調整率

[1] マニュライフ生命が解約または基本保険金額の減額の請求書類を受付した日。なお、書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

●積立金区分特約を付加した場合の市場価格調整適用期間中の解約返戻金額は、解約計算基準日または減額計算基準日における基本積立金額、市場価格調整率、および特約積立金額にもとづいて、次の算式で計算した金額となります。

解約返戻金額 ＝ 基本積立金額 × 市場価格調整率 ＋ 特約積立金額

●市場価格調整適用期間経過後に、ご契約を解約または基本保険金額の減額をされる場合、解約返戻金額は、解約計算基準日または減額計算基準日[1]における積立金額となります。

解約返戻金額 ＝ 積立金額

市場価格調整率

●市場価格調整適用期間中の解約返戻金額を計算する際には、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率（市場価格調整率）を用い、その市場価格調整率は次の算式で計算した率とします。

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{契約日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日*における市場価格調整用利率} + \text{会社の定める調整率}}\right)^{\frac{\text{残存月数}}{12}}$$

・契約日における市場価格調整用利率[2]
　…… この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値
・市場価格調整率計算基準日*における市場価格調整用利率
　…… 市場価格調整率計算基準日*を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値
・残存月数　…… 市場価格調整率計算基準日*からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）× 0.7
　ただし、残存月数の最大は360とします。
・会社の定める調整率
　…… 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニュライフ生命が定めた率

＊市場価格調整率計算基準日は、次のとおりとします。
・解約返戻金額のお支払いに際しては、解約計算基準日または減額計算基準日
・死亡保険金・高度障害保険金[3]および特定疾病保険金[4]を計算する際に用いる解約返戻金額については、支払事由の発生した日

●市場価格調整率に上限、下限はありません。
●市場価格調整適用期間は、次のいずれか短い期間とします。
(1)契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
(2)契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間
●市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定されます。

1
マニュライフ生命が解約または基本保険金額の減額の請求書類を受付した日。なお、書類の提出以外の方法（マニュライフ生命の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日とします。

2
最新の利率については、マニュライフ生命ホームページをご参照ください。

3
高度障害保険金は<告知ありタイプ>の場合のみとなります。

4
特定疾病保険金は<告知ありタイプ・特定疾病保障コース>の場合のみとなります。

＜例①＞被保険者の契約年齢：60歳の場合

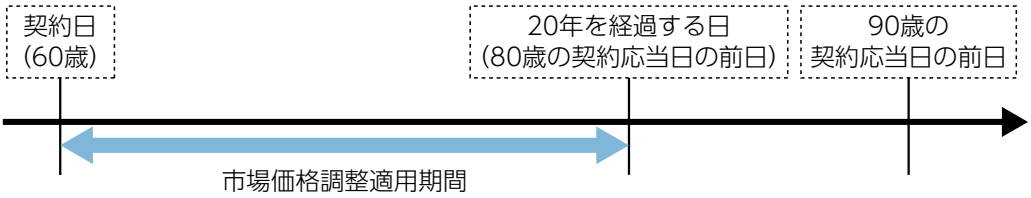

＜例②＞被保険者の契約年齢：80歳の場合

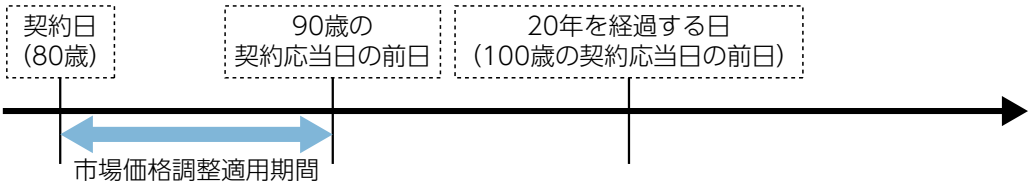

＜市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ＞

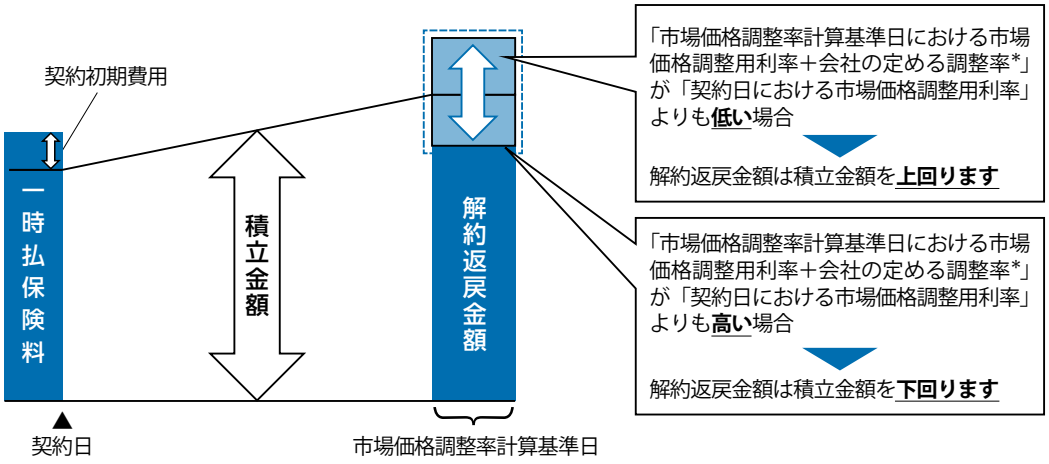

＊この「会社の定める調整率」が0%より高い場合、契約日と市場価格調整率計算基準日の市場価格調整用利率が同じ場合であっても解約返戻金額は積立金額を下回ります。なお、この場合、経過年数が短い（残存月数が長い）ほど解約返戻金は大きく減少します。

<ご契約を解約された場合の市場価格調整率の例>

契約通貨　：米ドル　　契約年齢・性別　：60歳・男性
契約日における積立利率：4.00%　　契約日における市場価格調整用利率：3.50%
会社の定める調整率　：0.0%　　市場価格調整適用期間　：20年

経過年数	「契約日における市場価格調整用利率」に対しての「解約計算基準日における市場価格調整用利率」の変動幅					
	1.00%	0.50%	0.00%	−0.10%	−0.50%	−1.00%
	%	%	%	%	%	%
1年	79.49	89.18	100.00	102.41	112.34	126.13
2年	80.02	89.48	100.00	102.34	111.95	125.27
3年	80.57	89.78	100.00	102.26	111.57	124.41
4年	81.11	90.09	100.00	102.19	111.19	123.57
5年	81.66	90.39	100.00	102.12	110.81	122.73
10年	84.47	91.92	100.00	101.76	108.93	118.61
15年	87.37	93.49	100.00	101.41	107.08	114.63
19年	89.76	94.75	100.00	101.13	105.63	111.54

※20年経過後は、市場価格調整を適用しません。
※例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日を解約計算基準日とした場合の率です。
※例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

<ご契約を解約された場合の解約返戻金額の例>

契約通貨　：米ドル　　契約年齢・性別　：60歳・男性
一時払保険料　：100,000米ドル　　市場価格調整適用期間　：20年
契約日における積立利率：4.00%　　契約日における市場価格調整用利率：3.50%
会社の定める調整率　：0.0%　　<告知ありタイプ・基本コース>の場合

<単位：米ドル>

経過年数		積立金額	「契約日における市場価格調整用利率」に対しての「解約計算基準日における市場価格調整用利率」の変動幅					
			1.00%	0.50%	0.00%	−0.10%	−0.50%	−1.00%
市場価格調整適用期間中	1年	96,811	76,955	86,336	96,811	99,144	108,757	122,108
	2年	99,777	79,842	89,281	99,777	102,112	111,701	124,991
	3年	102,799	82,825	92,293	102,799	105,122	114,693	127,892
	4年	105,880	85,880	95,388	105,880	108,199	117,728	130,837
	5年	109,022	89,027	98,545	109,022	111,333	120,807	133,803
	10年	125,739	106,212	115,579	125,739	127,952	136,967	149,139
	15年	143,703	125,553	134,348	143,703	145,729	153,877	164,727
	19年	157,990	141,812	149,696	157,990	159,775	166,885	176,222
市場価格調整適用期間経過後	20年	161,397	161,397	161,397	161,397	161,397	161,397	161,397
	21年	164,714	164,714	164,714	164,714	164,714	164,714	164,714
	22年	167,942	167,942	167,942	167,942	167,942	167,942	167,942
	23年	171,070	171,070	171,070	171,070	171,070	171,070	171,070
	24年	174,076	174,076	174,076	174,076	174,076	174,076	174,076
	25年	176,960	176,960	176,960	176,960	176,960	176,960	176,960
	30年	189,639	189,639	189,639	189,639	189,639	189,639	189,639

※20年経過後は、市場価格調整を適用しません。
※上表に記載の積立金額および解約返戻金額の数値は、1米ドル未満切捨てにより表示しています。
※上記の例表の数値は、毎年の契約応当日を解約計算基準日とし、その解約計算基準日における市場価格調整用利率の変動幅が例示の変動幅になったものと仮定して計算したもので、将来のお支払いを約束するものではありません。
※例示の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。

ご注意

●この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産（債券など）の価格変動を解約返戻金額に反映させます（市場価格調整）。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

13 差押債権者、破産管財人等による解約および保険金の受取人によるご契約の存続について

●ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知がマニュライフ生命に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

●債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約がマニュライフ生命に通知された時において、次のすべてを満たす保険金の受取人はご契約を存続させることができます。

①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること

②ご契約者でないこと

●保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がマニュライフ生命に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行なう必要があります。

①ご契約者の同意を得ること

②解約の通知がマニュライフ生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればマニュライフ生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと

③上記②について、債権者等に支払った旨をマニュライフ生命に対して通知すること（マニュライフ生命への通知についても期間内に行なうこと）

14 死亡保険金受取人の変更について

通知による死亡保険金受取人の変更について

●ご契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、マニュライフ生命に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。

※マニュライフ生命が通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、マニュライフ生命は死亡保険金をお支払いしません。

遺言による死亡保険金受取人の変更について

●ご契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人からマニュライフ生命へご通知ください。なお、遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。

※マニュライフ生命が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、マニュライフ生命は死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかにマニュライフ生命にご連絡ください

●新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。

●死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

(例) ご契約者・被保険者　Aさん
死亡保険金受取人　Bさん

・Bさん(死亡保険金受取人)が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。
・その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。
・この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

(注)保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、マニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

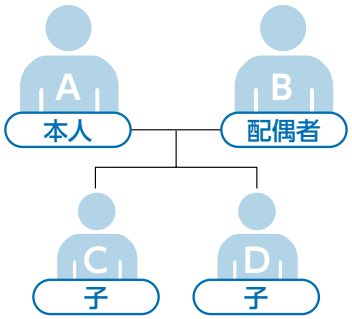

15 保険金のご請求方法について

●保険金の支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、またはご不明な点が生じた場合などについては、すみやかにマニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

●保険金のご請求、その他の諸手続きに必要な書類については、マニュライフ生命コールセンターで詳しくご案内いたします。

●マニュライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。

●保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

●保険金のお支払いのご請求に際して、追加の書類を提出していただくことがあります。

●保険金のお支払いのご請求は、その請求権者がその権利をご行使できるようになった時から3年間を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

<保険金のご請求の際に必要な書類1>

（追加の書類を提出いただく場合または書類の提出を省略する場合があります。）

タイプ	保険・特約	保険金など	マニュライフ生命所定の請求書	保険証券	契約者の印鑑証明書	受取人の印鑑証明書	受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	マニュライフ生命所定の様式による医師の死亡証明書など・マニュライフ生命所定の診断書
告知ありタイプ	通貨選択型一時払終身保険	死亡保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金	○	○		○	○	○	○
	積立金区分特約	特約積立金の払戻	○	○	○				
	リビング・ニーズ特約	特約保険金	○	○		○	○	○	○
告知なしタイプ	通貨選択型一時払終身保険	死亡保険金	○	○		○	○	○	○
	積立金区分特約	特約積立金の払戻	○	○	○				

●指定代理請求人によるご請求の際には、ほかに指定代理請求人および被保険者の戸籍謄本、指定代理請求人の住民票・印鑑証明書をご提出ください。

※指定代理請求人によるご請求は<告知ありタイプ>の場合のみとなります。

<保険金のお支払期限について>

●保険金は、その請求書類をマニュライフ生命が受付した日*1の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

●保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、次のとおりとします。

	保険金をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	保険金をお支払いするために確認（マニュライフ生命の指定した医師による診断を含みます。）が必要な次の場合 ・保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合*2 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類をマニュライフ生命が受付した日*1の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な次の場合 (a) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (b) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (c) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (d) ご契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (e) 日本国外における調査が必要な場合	(a)の場合は、請求書類をマニュライフ生命が受付した日*1の翌日からその日を含めて60日以内にお支払いします。 (b)～(e)の場合は、請求書類をマニュライフ生命が受付した日*1の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

＊1　請求書類をマニュライフ生命が受付した日とは、完備された請求書類をマニュライフ生命が受付した日をいいます。なお、書類の提出以外の方法（マニュライフ生命の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求をマニュライフ生命が受付した日を、請求書類をマニュライフ生命が受付した日とみなします。

＊2　<告知ありタイプ>の場合のみとなります。

1 詳しくは、約款・特約条項の別表「請求書類」をご覧ください。

※保険金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・保険金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、マニュライフ生命は、これにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いしません。

訴訟となったとき

●保険金などのご請求に関する訴訟については、マニュライフ生命の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内のマニュライフ生命の支社または営業所所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

16 生命保険の税務

保険料と税金について

●お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象になります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、お払込みいただいた年のみの適用となります。

<生命保険料控除の対象となるご契約内容>

●申告される方が保険料を払い込まれ、かつ保険金受取人が①申告者ご本人か、または②申告者の配偶者その他のご親族のいずれかの方であるご契約

<生命保険料控除の対象となる保険料>

●1月から12月までにお払込みいただいた正味保険料の合計額

<生命保険料控除の手続き>

●生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。マニュライフ生命より「生命保険料控除証明書」をお送りしますので、次の要領で申告してください。

(1)給与所得者の場合

毎年12月の給与の支払われる前日までに「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。

(2)申告納税者の場合

事業所得者などで申告納税の方は、確定申告の際に生命保険料の対象額を記入し、「生命保険料控除証明書」を添付のうえ税務署に提出して、控除を受けてください。

<生命保険料控除証明書について>

●「生命保険料控除証明書」は、一時払保険料をお払込みいただいた年の10月以降、マニュライフ生命よりお送りします。

保険金などにかかる税金

●保険金などを受け取られた場合、所得税および住民税、相続税、贈与税のいずれかが課税されますが、だれが保険料を負担し、だれが保険金などを受け取られたか、被保険者はだれかによって課税関係は下の表のようになります。

<保険金などにかかる税金>

保険金など	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者	子	贈与税
解約返戻金	本人	−	本人	所得税(一時所得)+住民税
積立金区分特約の特約積立金の払戻	本人	−	本人	所得税(一時所得)+住民税

<保険金の非課税扱いについて> **<告知ありタイプ>の場合のみ**

●高度障害保険金、特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者本人が受け取られた場合は非課税となります。

契約通貨が外貨の場合の税務上のお取扱いについて

●契約通貨が外貨の場合においても、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。この場合、次の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様にお取扱いいたします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	−	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
積立金区分特約の特約積立金の払戻	所得税(一時所得)	特約積立金の払戻にかかる解約計算基準日	TTM

＊1　TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

＊2　「保険料米ドル入金特約B型」などを付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払込みいただいた金額が基準となります。

●「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は次の換算基準日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受付した日[*3]の翌営業日
死亡保険金	
積立金区分特約の特約積立金の払戻	

*3　書類の提出以外の方法(マニュライフ生命の定める方法に限ります。)により請求を行なった場合は、請求をマニュライフ生命が受付した日

ご注意

●税務上の取扱いについては、2024年11月現在の内容であり、今後、税制の変更などにより取扱いが変更となる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務などの詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。

17 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。

①ご契約者または保険金受取人が、マニュライフ生命に保険給付を行なわせることを目的として保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合

②保険金受取人が、ご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合

③上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

18 各種お手続きについて

●次のようなときには、マニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

①転居されたとき

②住居表示の変更があったとき

③ご契約者、死亡保険金受取人を変更するとき

④保険証券を紛失されたとき

⑤改姓または改名されたとき

●ご契約についてのお問合せやご相談は、マニュライフ生命コールセンターにお申し出ください。

●ご連絡をくださるときは、保険証券記載の種類と証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、生年月日およびご住所を必ずお申し添えください。

マニュライフ生命コールセンター　TEL 0120-063-730
お問合せ時間　月～金曜日　9時～17時
（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）

19 クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）のお申し出の方法

●ご契約のお申込み後、お申込みの撤回等をされる場合、次の事項をご記入のうえ*1、マニュライフ生命の本社宛てに、書面[1]により、お申し出ください。

①お申込者またはご契約者の住所・氏名
②申込書お客さま控に記載の申込番号
③返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]*2
④お申込みの撤回等の申出日
⑤お申込みの撤回等をする旨の文言

*1 必ずお申込者またはご契約者ご本人がご記入ください。
*2 お申込者またはご契約者名義の口座に限ります。

お申込みの撤回等のお申し出の記入例

※必ずお申込者またはご契約者ご本人がご記入ください。
※口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、
外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

マニュライフ生命保険株式会社　御中

私は契約の申込みの撤回を行ないます。
契約者　　○○○○
申込番号　　XXXXXXXXXXX（11桁）
返金先口座　　○○銀行○○支店
普通　△△△△△△△　口座名義人　○○○○

申出日　△年△月△日
住所　　東京都○○区○○町△一△一△
氏名　　○○○○（自署）

≪書面（封書）の送付先≫
〒163−1430　東京都新宿区西新宿3-20-2　東京オペラシティタワー
マニュライフ生命保険株式会社　新契約部

[1] お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。書面以外の方法として、マニュライフ生命ホームページ（www.manulife.co.jp）の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

ご注意

●お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。必ず郵便により、ご契約の申込日または一時払保険料相当額の払込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内に書面によりお申し出ください。電話や口頭でのお申し出はできません。

●お申込みの撤回等は、マニュライフ生命本社宛てに、お申し出ください。生命保険募集人等には、お申込みの撤回等のお申し出はできません。

●お申込みの撤回等をされた場合、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

●外貨でお払込みいただいた場合、お払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返しするため、金融機関代理店などで円を外貨に両替してお払込みいただいた場合、為替相場の変動などによりお返しする金額を円に換算した金額が当初の円ベースの資金を下回ることがあります。

●お申込みの撤回等に関するお問合せは、マニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

MEMO

約款

目次

通貨選択型一時払終身保険普通保険約款…… 58
積立金区分特約条項…… 73
円特約Ｂ型条項…… 77
米ドル特約Ｂ型条項…… 78
豪ドル特約Ｂ型条項…… 79
保険料円入金特約Ｂ型条項…… 80
保険料米ドル入金特約Ｂ型条項…… 81
保険料ユーロ入金特約Ｂ型条項…… 82
保険料豪ドル入金特約Ｂ型条項…… 83
保険料ニュージーランドドル入金特約Ｂ型条項…… 84
円支払特約Ｂ型条項…… 85
リビング・ニーズ特約条項…… 87
指定代理請求特約条項…… 94
情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項…… 97

ご契約者とマニュライフ生命が
保険契約上とりかわすお約束の内容を規定するものです。

通貨選択型一時払終身保険普通保険約款〈目次〉

〇この保険の趣旨

１．通貨
　第１条　通貨

２．積立金および積立利率
　第２条　積立金および積立利率

３．基本保険金額
　第３条　基本保険金額

４．保険金の支払
　第４条　保険金の支払
　第５条　保険金の支払に関する補則
　第６条　保険金の請求、支払時期および支払場所

５．会社の責任開始期
　第７条　会社の責任開始期

６．一時払保険料の払込
　第８条　一時払保険料の払込

７．詐欺による取消および不法取得目的による無効
　第９条　詐欺による取消
　第10条　不法取得目的による無効

８．保険契約の解除
　第11条　告知義務
　第12条　告知義務違反による解除
　第13条　保険契約を解除できない場合
　第14条　重大事由による解除

９．解約および解約返戻金
　第15条　解約
　第16条　解約返戻金
　第17条　保険金の受取人による保険契約の存続

10．契約内容の変更
　第18条　基本保険金額の減額

11．死亡保険金受取人
　第19条　死亡保険金受取人の代表者
　第20条　会社への通知による死亡保険金受取人の変更
　第21条　遺言による死亡保険金受取人の変更

12．保険契約者
　第22条　保険契約者の代表者
　第23条　保険契約者の変更
　第24条　保険契約者の住所の変更

13．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理
　第25条　年齢の計算
　第26条　契約年齢および性別の誤りの処理

14．契約者配当金
　第27条　契約者配当金

15．時効
　第28条　時効

16．被保険者の職業、転居および旅行
　第29条　被保険者の職業、転居および旅行

17．管轄裁判所
　第30条　管轄裁判所

18．事業保険契約の保険金の請求に関する特則
　第31条　事業保険契約の保険金の請求に関する特則

19．特別条件を付ける場合の取扱
　第32条　特別条件を付ける場合の取扱

20．初期抑制型死亡のみ保障特則
　第33条　初期抑制型死亡のみ保障特則の適用
　第34条　保険期間の区分
　第35条　初期抑制型死亡のみ保障特則の取扱

21．特定疾病保障特則(24)
　第36条　特定疾病保障特則(24)の適用
　第37条　特定疾病保険金額または特定疾病保障割合の指定
　第38条　特定疾病保障特則(24)の取扱
　第39条　法令等の改正に伴う支払事由の変更

別表１　対象となる高度障害状態
別表２　解約返戻金額
別表３　請求書類
別表４　第１保険期間中における死亡保険金の支払額
別表５　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
別表６　病院または診療所
別表７　公的医療保険制度
別表８　医科診療報酬点数表

通貨選択型一時払終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険契約者が選択した通貨に応じた利率を積立金に付利する仕組みの終身保険で、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金
　被保険者が死亡したときに支払います。
(2) 高度障害保険金
　被保険者が所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

１．通貨

（通貨）

第１条　保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める特約を付加することにより、通貨を選択するものとします。

２．一時払保険料の払込または保険金および解約返戻金の支払等、この保険契約に係る金銭の授受は、保険契約者が選択した通貨をもって行ないます。

２．積立金および積立利率

（積立金および積立利率）

第２条　積立金とは、一時払保険料のうち、将来の保険金を支払うために積み立てた部分をいいます。積立金額は、通貨の金利情勢に基づいて第３項に定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。

２．会社は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

３．積立利率は、通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から2.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、保険契約の締結に必要な費用として新契約費率および保険契約の維持に必要な費用として維持費率を差し引いた利率とし、契約日における積立利率を終身にわたって適用します。

３．基本保険金額

（基本保険金額）

第３条　基本保険金額とは、保険金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、一時払保険料、契約日における積立利率ならびに被保険者の契約年齢および性別に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

４．保険金の支払

（保険金の支払）

第４条　この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡した日のつぎのいずれか大きい額 (1) 解約返戻金額 (2) 基本保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が責任開始期以後に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が別表１に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当した日のつぎのいずれか大きい額 (1) 解約返戻金額 (2) 基本保険金額	被保険者（高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第５条　高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。

２．高度障害保険金の請求前にすでに死亡保険金を支払っていた場合には、高度障害保険金は死亡保険金と重複しては支払いません。

３．保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。この場合、高度障害保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

４．死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の被保険者が死亡した日の積立金を保険契約者に払い戻します。

５．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

６．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日の積立金を保険契約者に払い戻します。

(1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

７．保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、積立金その他の払戻金の払戻はありません。

８．被保険者が、責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の規定を適用します。

(1) 保険契約の締結の際、告知等により会社がその傷害または疾病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第６条　保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２．支払事由の生じた保険金の受取人は、会社に、請求書類（別表３）を提出して、その保険金を請求してください。

３．保険金は、その請求書類を会社が受付した日の翌日からその日を含めて５営業日以内に、会社の本社または支社で支払います。

４．保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求書類を会社が受付した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。また、会社は、保険金を請求した者に通知をします。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
　保険金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前２号に定める事項、第14条（重大事由による解除）第１項第３号(ｲ)から(ﾎ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

５．前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求書類を会社が受付した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。この場合、会社は、保険金を請求した者に通知をします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　60日

(2) 前項第２号ないし第４号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　180日

６．前２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

５．会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第７条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合には、一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合には、一時払保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

２．前項により会社の責任が開始される日を契約日とし、契約年齢の計算はその日を基準として行ないます。

３．会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券にはつぎの各号に定める事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 保険期間

(6) 保険金額
(7) 一時払保険料およびその払込方法
(8) 契約日
(9) 保険証券を作成した年月日

６．一時払保険料の払込

（一時払保険料の払込）
第８条　この保険契約の保険料の払込方法〈回数〉は、一時払とします。

７．詐欺による取消および不法取得目的による無効

（詐欺による取消）
第９条　保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ一時払保険料は払い戻しません。
（不法取得目的による無効）
第１０条　保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ一時払保険料は払い戻しません。

８．保険契約の解除

（告知義務）
第１１条　会社が、保険契約の締結の際、被保険者の健康状態等に関して、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。
（告知義務違反による解除）
第１２条　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
２．会社は、保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求します。
３．前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
４．本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
５．本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡または高度障害状態に該当したときはその日における、それ以外のときは解除した日の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
（保険契約を解除できない場合）
第１３条　会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
(1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）に規定する告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条に規定する告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が、解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて１か月を経過したとき
(5) 責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内に、保険金の支払事由が生じなかったとき
２．前項第２号および第３号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
（重大事由による解除）
第１４条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
　(ｲ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　(ﾛ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　(ﾊ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　(ﾆ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　(ﾎ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前３号に掲げる事由と同等の事由がある場合
２．会社は、保険金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第３号のみに該当した場合で、前項第３号(ｲ)から(ﾎ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求します。
３．本条の規定によって保険契約を解除するときは、第12条（告知義務違反による解除）第４項および第５項の規定を準用します。
４．前項の規定にかかわらず、第１項第３号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用します。

９．解約および解約返戻金

（解約）

第１５条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、第16条（解約返戻金）第１項に規定する解約返戻金を請求することができます。

（解約返戻金）

第１６条　解約返戻金額は、前条の請求を会社が受付した日（以下、「解約計算基準日」といいます。）の積立金額を基準として別表２に定める方法により計算した金額とします。

２．保険契約者は、本条の解約返戻金を請求するときは、請求書類（別表３）を提出してください。

３．解約返戻金の支払時期および支払場所については、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（保険金の受取人による保険契約の存続）

第１７条　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

３．前項の通知をするときは、保険金の受取人は、請求書類（別表３）を提出してください。

４．第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

10. 契約内容の変更

（基本保険金額の減額）

第１８条　保険契約者は、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合にはこの取扱をしません。

２．基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されるものとします。

３．基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求書類（別表３）を提出してください。

４．基本保険金額の減額は、その請求を会社が受付した日（以下、「減額計算基準日」といいます。）に効力を生じるものとします。

５．基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱い、その減額した部分に対する解約返戻金は、第16条（解約返戻金）の規定を準用します。この場合、「解約計算基準日」は、「減額計算基準日」と読み替えます。

６．本条の規定により基本保険金額を減額したときは、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し基本保険金額の減額後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」）といいます。）します。

11. 死亡保険金受取人

（死亡保険金受取人の代表者）

第１９条　死亡保険金受取人が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

２．前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の１人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

第２０条　保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表３）を提出してください。

３．第１項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

４．死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

５．前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

６．前２項により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第２１条前条に定めるほか、保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

２．前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．前２項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者またはその承継人が死亡した後、保険契約者またはその承継人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

４．前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人の相続人は、請求書類（別表３）を提出してください。

12. 保険契約者

（保険契約者の代表者）

第２２条　保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

２．前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

３．保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

（保険契約者の変更）

第２３条　保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

２．前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類（別表３）を提出してください。

３．第１項の承継をしたときは、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し承継後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（保険契約者の住所の変更）

第２４条　保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

２．保険契約者が前項の通知をしなかった場合で、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

13. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第２５条被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については、切り捨てます。

２．保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第２６条　保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎの(ｲ)ないし(ﾆ)のとおり取り扱います。

(ｲ) 実際の年齢にもとづいて基本保険金額および積立金額を改めます。

(ﾛ) 前(ｲ)により改めた基本保険金額が、会社の定める金額を上回る場合は、基本保険金額は会社の定める金額と同額とします。この場合、一時払保険料のうち、その上回る部分に対応する金額を保険契約者に払い戻し、積立金額を改めます。

(ﾊ) すでに保険金を支払っていた場合、(ｲ)および(ﾛ)に定めるところにより、保険金額および一時払保険料の過不足分があれば、その過不足分を精算します。

(ﾆ) (ｲ)により改めた基本保険金額が、会社の定める金額を下回る場合は、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、一時払保険料を保険契約者に払い戻します。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、一時払保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして前号の規定を準用します。

２．保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項の規定を準用します。

14. 契約者配当金

（契約者配当金）

第２７条　この保険契約に対する契約者配当金はありません。

15. 時効

（時効）

第２８条　保険金、解約返戻金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年間請求がない場合には消滅します。

16. 被保険者の職業、転居および旅行

（被保険者の職業、転居および旅行）

第２９条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような職業に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または特別の保険料の請求をしないで、保険契約上の責任を負います。

17. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第３０条　この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

18. 事業保険契約の保険金の請求に関する特則

（事業保険契約の保険金の請求に関する特則）

第３１条　官公署、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、別表３に定める書類のほか、第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類を必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

19. 特別条件を付ける場合の取扱

（特別条件を付ける場合の取扱）

第３２条　保険契約締結の際、被保険者の健康状態その他が会社の標準とする普通の危険に適合しない場合には、会社は、その危険の程度に応じて、つぎの各号の１または２の特別条件を付して保険契約上の責任を負います。

(1) 年増法

被保険者の実際の契約年齢に、会社の定める範囲内の年数を加えた年齢によって、基本保険金額および積立金を計算します。

(2) 特定障害状態についての不担保

不担保とする特定障害は、視力障害とし、被保険者が高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当し、高度障害保険金の支払事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金の支払を行ないません。

２．前項の規定によって保険契約につけた条件は、保険証券に記載します。

20. 初期抑制型死亡のみ保障特則

（初期抑制型死亡のみ保障特則の適用）

第３３条　初期抑制型死亡のみ保障特則（以下、本条ないし第35条において「この特則」といいます。）は、所定の期間（第１保険期間）中の死亡保険金を抑制させるものです。

２．保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の承諾を得て保険契約にこの特則を適用することができます。

３．この特則において別段の定めがないときは、前条までの規定を準用します。

（保険期間の区分）

第３４条　この特則を適用した場合、保険期間をつぎのとおり区分します。

(1) 第１保険期間

契約日からその日を含めて所定の期間が満了するまでの期間をいい、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で所定の期間を指定することを要します。

(2) 第２保険期間

第１保険期間の満了する日の翌日以後、終身にわたる期間をいいます。

２．前項第１号により指定された所定の期間は、保険契約締結後、変更することはできません。

（初期抑制型死亡のみ保障特則の取扱）

第３５条　この特則を適用した場合、つぎの各号のとおり取り

扱います。
(1) この保険の趣旨をつぎのとおり読み替えます。
この保険の趣旨
この保険は、所定の期間（第１保険期間）中の死亡保険金を抑制する仕組みの終身保険で、被保険者が死亡したときの給付を行なうことを主な内容とするものです。
(2) 第２条（積立金および積立利率）をつぎのとおり読み替えます。
第２条　積立金とは、一時払保険料のうち、将来の保険金を支払うために積み立てた部分をいいます。積立金額は、通貨の金利情勢に基づいて第３項に定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障に必要な費用を控除します。
２．会社は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。
３．積立利率とは、特則の内容ごとに設定するもので、通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から2.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、保険契約の締結に必要な費用として新契約費率および保険契約の維持に必要な費用として維持費率を差し引いた利率とし、契約日における積立利率を終身にわたって適用します。
(3) 第３条（基本保険金額）をつぎのとおり読み替えます。
第３条　基本保険金額とは、保険金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、一時払保険料、保険契約者が指定した第１保険期間、契約日における積立利率ならびに被保険者の契約年齢および性別に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
(4) 第４条（保険金の支払）をつぎのとおり読み替えます。
第４条　この保険契約の第１保険期間中における死亡保険金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	死亡保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死亡保険金	別表４に定める金額	死亡保険金受取人	被保険者が第１保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

２．この保険契約の第２保険期間中における死亡保険金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	支払事由	免責事由
死亡保険金	被保険者が死亡した日のつぎのいずれか大きい額 (1) 解約返戻金額 (2) 基本保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が第２保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(5) 第５条（保険金の支払に関する補則）をつぎのとおり読み替えます。
第５条　死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の被保険者が死亡した日の積立金を保険契約者に払い戻します。
２．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
３．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日の積立金を保険契約者に払い戻します。
(1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺したとき
(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
４．保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、積立金その他の払戻金の払戻はありません。
(6) 高度障害保険金の支払はありません。
(7) 保険契約が消滅したとき、この特則は消滅します。
(8) この特則のみの解約はできません。

21. 特定疾病保障特則(24)

（特定疾病保障特則(24)の適用）
第３６条　特定疾病保障特則(24)（以下、本条ないし第38条において「この特則」といいます。）は、被保険者が、ガン、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、所定の事由に該当したときに、将来の死亡保険金および高度障害保険金の一部または全部の支払にかえて、特定疾病保険金を支払うものです。
２．保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の承諾を得て保険契約にこの特則を適用することができます。
３．この特則において別段の定めがないときは、第１条（通貨）から第32条（特別条件を付ける場合の取扱）までの規定を準用します。
（特定疾病保険金額または特定疾病保障割合の指定）
第３７条　保険契約者は、この特則の適用時に、会社の定める

取扱範囲内で特定疾病保険金額または特定疾病保障割合を指定してください。

2．前項の特定疾病保障割合は、特定疾病保険金額の計算の際に、基本保険金額（基本保険金額の減額をした場合は、減額後の金額。以下、第３項において同じ。）に乗じる割合をいいます。

3．第１項の規定により特定疾病保障割合を指定した場合、特定疾病保険金額は、基本保険金額に特定疾病保障割合を乗じた額とします。

4．第１項により指定された特定疾病保険金額または特定疾病保障割合は、保険契約締結後、変更することはできません。ただし、第１項により特定疾病保険金額を指定した場合で、基本保険金額が減額されたときは、基本保険金額と同じ割合で特定疾病保険金額も減額されるものとします。

（特定疾病保障特則(24)の取扱）

第３８条　この特則を適用した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この保険の趣旨をつぎのとおり読み替えます。

この保険の趣旨

この保険は、保険契約者が選択した通貨に応じた利率を積立金に付利する仕組みの終身保険で、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。

(2) 高度障害保険金
被保険者が所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

(3) 特定疾病保険金
被保険者がガン、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、所定の事由に該当したときに、将来の死亡保険金および高度障害保険金の一部または全部の支払にかえて支払います。

(2) 第２条（積立金および積立利率）をつぎのとおり読み替えます。

第２条　積立金とは、一時払保険料のうち、将来の保険金を支払うために積み立てた部分をいいます。積立金額は、通貨の金利情勢に基づいて第３項に定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）および経過した年月日数により計算します。なお、計算に際しては、死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障に必要な費用を控除します。

2．会社は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

3．積立利率とは、特則の内容ごとに設定するもので、通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から2.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、保険契約の締結に必要な費用として新契約費率および保険契約の維持に必要な費用として維持費率を差し引いた利率とし、契約日における積立利率を終身にわたって適用します。

(3) 第４条（保険金の支払）をつぎのとおり読み替えます。

第４条　この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	支払額	受取人	保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡した日のつぎのいずれか大きい額 (1) 解約返戻金額 (2) 基本保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が責任開始期以後に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が別表１に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当した日のつぎのいずれか大きい額 (1) 解約返戻金額 (2) 基本保険金額	被保険者（高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱

特定疾病保険金	右記の支払事由に該当した日のつぎのいずれか大きい額 (1) 特定疾病保険金部分の解約返戻金額 (2) 特定疾病保険金額	被保険者（特定疾病保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	(1) 被保険者が、責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下、「ガン責任開始日」といいます。）以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて別表５に定める悪性新生物（以下、「ガン」といいます。）に罹患したと日本の医師または歯科医師の資格を持つ者（日本の医師または歯科医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師または歯科医師を含みます。）によって病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、画像診断所見（Ｘ線、ＣＴ、ＭＲＩ等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより客観的に診断確定（以下、「診断確定」といいます。）されたとき (2) 被保険者が、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ｲ) 別表５に定める急性心筋梗塞（以下、「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき (ﾛ) 急性心筋梗塞を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、別表６に定める病院または診療所（以下、「病院」といいます。）において、つぎに該当する手術を受けたとき 別表７に定める公的医療保険制度（以下、「公的医療保険制度」といいます。）における別表８に定める医科診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (3) 被保険者が、責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき (ｲ) 別表５に定める脳卒中（以下、「脳卒中」といいます。）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (ﾛ) 脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院において、つぎに該当する手術を受けたとき 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為	—

(4) 第５条（保険金の支払に関する補則）をつぎのとおり読み替えます。

第５条　高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。

２．特定疾病保険金を支払った場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病保険金部分は、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

(2) 前号の場合、前条の死亡保険金および高度障害保険金の支払額について、「基本保険金額」とあるのを「基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額」と読み替えます。

(3) 第１号の消滅部分に対する解約返戻金およびその他払戻金の払戻はありません。

(4) 特定疾病保険金を支払った以後の特定疾病保険金の支払はありません。

(5) 前４号の規定にかかわらず、基本保険金額と特定疾病保険金額が同額である場合には、保険契約は、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅した

ものとみなします。
3．高度障害保険金または特定疾病保険金の請求前にすでに死亡保険金を支払っていた場合には、高度障害保険金または特定疾病保険金は死亡保険金と重複しては支払いません。
4．特定疾病保険金の請求前にすでに高度障害保険金を支払っていた場合には、特定疾病保険金は高度障害保険金と重複しては支払いません。
5．保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、高度障害保険金および特定疾病保険金の受取人は保険契約者とします。この場合、高度障害保険金および特定疾病保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
6．死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の被保険者が死亡した日の積立金を保険契約者に払い戻します。
7．被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8．つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日の積立金を保険契約者に払い戻します。
(1) 責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺したとき
(2) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
9．保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、積立金その他の払戻金の払戻はありません。
10．被保険者が、責任開始期前に発生した傷害または発病した疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の規定を適用します。
(1) 保険契約の締結の際、告知等により会社がその傷害または疾病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
(2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
11．被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として責任開始期以後に前条の特定疾病保険金の支払事由(2)または(3)に定める状態に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当したときは、責任開始期以後の疾病を原因として前条の特定疾病保険金の支払事由(2)または(3)に定める状態に該当したものとみなして、前条の規定を適用します。
(1) 保険契約の締結の際、告知等により会社がその疾病について知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
(2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
(5) 被保険者がガン責任開始日前までにガンと診断確定されたために、特定疾病保険金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて６か月以内に保険契約者から申出があったときは、保険契約を無効とします。ただし、第12条（告知義務違反による解除）または第14条（重大事由による解除）の規定により、この保険契約が解除される場合を除きます。
(6) 前号の規定により保険契約が無効とされた場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
(7) 保険契約が消滅したとき、この特則は消滅します。
(8) この特則のみの解約はできません。

（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

第３９条　会社は、この保険契約の支払事由にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。
2．会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を変更します。
3．本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、契約条項変更日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
4．前項の通知を受けた保険契約者は、契約条項変更日の２週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
(1) 第２項の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 契約条項変更日の前日に解約する方法
5．前項の指定がなされないまま、契約条項変更日が到来したときは、保険契約者により前項第１号の方法を指定されたものとみなします。

別表１　対象となる高度障害状態

高　度　障　害
１．両眼の視力を全く永久に失ったもの
２．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
３．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
４．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
５．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
６．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
７．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

（備考）

１．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

２．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

３．言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

参考　身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。

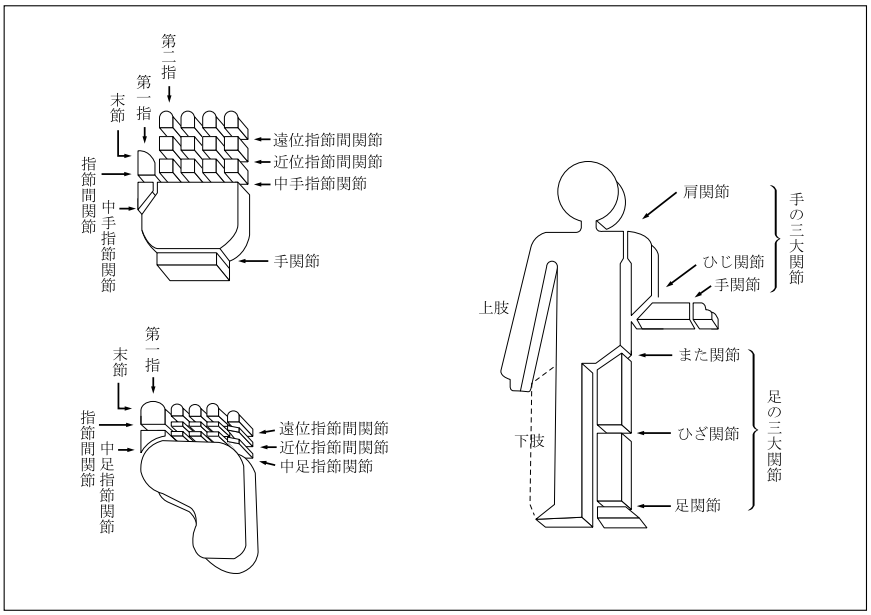

別表２　解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および市場価格調整用利率に基づいて、つぎの算式で計算した金額とします。

積立金額×市場価格調整率

ただし、市場価格調整率が適用される期間は、つぎのいずれか短い期間とします。

(ｲ) 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間

(ﾛ) 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left(\frac{1+\text{契約日における市場価格調整用利率}}{1+\text{市場価格調整率計算基準日における市場価格調整用利率}+\text{会社の定める調整率}}\right)^{\text{残存月数}/12}$$

ここで、

・市場価格調整用利率

･･･第２条（積立金および積立利率）第３項における通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値

・契約日における市場価格調整用利率

･･･この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた市場価格調整用利率

・市場価格調整率計算基準日における市場価格調整用利率

･･･市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率の計算に用いる市場価格調整用利率

・残存月数

･･･「市場価格調整率計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）」×0.7

ただし、残存月数の最大は360

・会社の定める調整率

･･･運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲で会社が定めた率

とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、つぎのとおりとします。

(ｲ) 解約返戻金の支払に際しては、解約計算基準日または減額計算基準日

(ﾛ) 死亡保険金の支払に際しては、被保険者が死亡した日

(ﾊ) 高度障害保険金の支払に際しては、被保険者が高度障害状態に該当した日

(ﾆ) 特定疾病保険金の支払に際しては、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した日

（備考）

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、「契約日における市場価格調整用利率」が、「市場価格調整率計算基準日における市場価格調整用利率＋会社の定める調整率」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表３　請求書類

(1) 保険金の請求書類

項　目		請　求　書　類
1	死亡保険金の請求 ＜第４条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実関係が明確な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	高度障害保険金の請求 ＜第４条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	特定疾病保険金の請求 ＜第38条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票では事実関係が不明確な場合には、戸籍抄本） (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

注　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

(2) その他の請求書類

項　目		請　求　書　類
1	解約返戻金の請求 ＜第15条、第16条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	保険金の受取人による保険契約の存続 ＜第17条＞	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基本保険金額の減額 ＜第18条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	会社への通知による死亡保険金受取人の変更 ＜第20条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金受取人の変更 ＜第21条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (4) 保険証券
6	保険契約者の変更 ＜第23条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 (3) 旧保険契約者死亡による場合 (ｲ) 旧保険契約者の除籍抄本 (ﾛ) 相続人代表者および連帯保証人の念書と印鑑証明書 (4) 保険証券

注　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

別表４　第１保険期間中における死亡保険金の支払額

(1) 第１保険期間中における死亡保険金の支払額は、つぎの算式により計算した金額とします。ただし、解約返戻金額がつぎの算式により計算した金額を超える場合は、解約返戻金額とします。

一時払保険料相当額×（100％＋逓増率×契約日からの経過年数（１年未満切り捨て））

(2) 上記(1)の計算をする際、基本保険金額の減額が行なわれていた場合には、基本保険金額と同じ割合で一時払保険料相当額も減額されるものとして計算します。

(3) 上記(1)に定める逓増率とは、契約年齢に応じて、つぎの表の率をいいます。

契約年齢	逓増率
60歳以下	1.50％
61歳以上70歳以下	1.00％

71歳以上80歳以下	0.50%
81歳以上	0.20%

別表５　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

１．対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表１によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、表２の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、旧分類の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に相当する新たな分類の基本分類コードによるものとします。

表１　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾　病　名	疾　病　の　定　義
１．悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く。）
２．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
３．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表２　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾　病　名	分　類　項　目	基本分類コード
１．悪性新生物	(1) 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ00－Ｃ14
	(2) 消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ15－Ｃ26
	(3) 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ30－Ｃ39
	(4) 骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ40－Ｃ41
	(5) 皮膚の悪性黒色腫	Ｃ43
	(6) 中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ45－Ｃ49
	(7) 乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ50
	(8) 女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ51－Ｃ58
	(9) 男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ60－Ｃ63
	(10) 腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ64－Ｃ68
	(11) 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ69－Ｃ72
	(12) 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ73－Ｃ75
	(13) 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ76－Ｃ80
	(14) リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	Ｃ81－Ｃ96
	(15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ97
	(16) 性状不詳または不明の新生物＜腫瘍＞（Ｄ37－Ｄ48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	Ｄ45
	・骨髄異形成症候群	Ｄ46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（Ｄ47）中の	
	・慢性骨髄増殖性疾患	Ｄ47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	Ｄ47.3
	・骨髄線維症	Ｄ47.4
	・慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	Ｄ47.5
２．急性心筋梗塞	虚血性心疾患（Ｉ20－Ｉ25）中の	
	(1) 急性心筋梗塞	Ｉ21
	(2) 再発性心筋梗塞	Ｉ22
３．脳卒中	脳血管疾患（Ｉ60－Ｉ69）中の	
	(1) くも膜下出血	Ｉ60
	(2) 脳内出血	Ｉ61
	(3) 脳梗塞	Ｉ63

２．上記１において「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類－腫瘍学　第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／３……悪性、原発部位
／６……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／９……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表６　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。
１．医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
２．前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表７　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。
１．健康保険法
２．国民健康保険法
３．国家公務員共済組合法
４．地方公務員等共済組合法
５．私立学校教職員共済法
６．船員保険法
７．高齢者の医療の確保に関する法律

別表８　医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。

積立金区分特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨
１．この特約の取扱
第１条　特約の締結
第２条　積増金の加算期間
第３条　用語の意義
第４条　積増金の計算
第５条　保険金の支払額
第６条　保険金の支払に関する補則
第７条　特約の解約
第８条　解約返戻金
第９条　基本保険金額の減額
第10条　特約積立金の払戻
第11条　特約の消滅
第12条　契約年齢および性別の誤りの処理
第13条　契約者配当金
第14条　主約款の規定の準用

２．積増金自動支払特則
第15条　積増金自動支払特則の適用
第16条　自動支払日
第17条　自動支払積増金の支払
第18条　特則の解約
第19条　特則の払戻金
第20条　積増金自動支払特則の取扱

別表１　解約返戻金額
別表２　請求書類

積立金区分特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の積立金を、基本積立金と特約積立金に区分する仕組みとすることを主な内容とするものです。

１．この特約の取扱

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（積増金の加算期間）

第２条　保険契約者は、この特約の付加時に、会社の定める取扱範囲内で、積増金を特約積立金に加算する期間（以下、「積増金の加算期間」といいます。）を指定してください。なお、保険契約締結時に指定がない場合には、終身とします。

２．前項の積増金の加算期間は、以後変更することはできません。

（用語の意義）

第３条　主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)　「積立金」

「積立金」とは、一時払保険料のうち、将来の保険金を支払うために積み立てた部分をいい、つぎの(ｲ)および(ﾛ)とします。

(ｲ)　基本積立金

基本積立金は、通貨の金利情勢に基づいて第３号に定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）および経過した年月日数により、会社の定める方法で計算します。なお、計算に際しては、死亡保障および高度障害保障（主契約に初期抑制型死亡のみ保障特則を適用した場合は死亡保障とし、特定疾病保障特則(24)を適用した場合は死亡保障、高度障害保障および特定疾病保障とします。）に必要な費用および積増金の加算に必要な費用を控除します。また、会社は、契約日に、一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用として契約初期費用を控除します。

(ﾛ)　特約積立金

特約積立金は、第４条（積増金の計算）に定めるところにより計算した積増金を加算した額とし、会社の定める率および経過した年月日数により、会社の定める方法で計算します。

(2)　「積増率」

「積増率」とは、特約積立金に加算する積増金の計算に用いるために設定する率のことをいい、会社の定める取扱範囲内で保険契約締結時に保険契約者が指定するものとします。なお、保険契約締結時に指定がない場合には、通貨に応じて会社が定める率とします。

(3)　「積立利率」

「積立利率」とは、主契約に適用されている特則および付加されている特約の内容ごとに設定するもので、通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値に-1.0%から2.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、保険契約の締結に必要な費用として新契約費率および保険契約の維持に必要な費用として維持費率を差し引いた利率とし、契約日における積立利率を終身にわたって適用します。

(4)　「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、保険金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、一時払保険料、契約日における積立利率、被保険者の契約年齢および性別ならびに積増率に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

（積増金の計算）

第４条積増金の加算期間中に到来する年単位の契約応当日に、特約積立金に加算する積増金の計算方法は、つぎのとおりとします。

積増率×一時払保険料相当額（基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額）

ただし、積増金の加算期間中に解約その他の事由により主契約が消滅した場合（基本保険金額の減額の場合、減額分は消滅したものとして取り扱います。以下、本条において同じ。）には、会社の定める方法により計算した、消滅した日の直前の年単位の契約応当日（契約日を含みます。）から消滅した日までの期間に対応する積増金（以下、「年未満の積増金」といいます。）を特約積立金に加算します。なお、消滅した日が年単位の契約応当日の場合は、特約積立金に加算する年未満の積増金額はありません。

２．主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険の場合で、基本保険金額と特定疾病保険金額が同額でないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 特定疾病保険金を支払ったことにより特定疾病保険金部分が消滅したとみなされる場合は、前項の規定を準用して、特定疾病保険金部分に対応する年未満の積増金額を計算します。
(2) 特定疾病保険金部分が消滅したとみなされた以後、積増金または年未満の積増金を計算するときは、前項中、「一時払保険料相当額」とあるのを「特定疾病保険金部分以外の部分の一時払保険料相当額」と読み替えます。
３．積増金の加算期間外に到来する年単位の契約応当日には、積増金を特約積立金に加算する取扱を行ないません。
４．積増金の加算期間外に解約その他の事由により主契約が消滅した場合には、年未満の積増金を特約積立金に加算する取扱を行ないません。

（保険金の支払額）

第５条　主約款に定める保険金の支払額に関する規定にかかわらず、この特約を付加した場合の保険金の支払額は、つぎのとおりとします。
(1) 主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合
(ｲ) 死亡保険金の支払額は、被保険者が死亡した日のつぎのいずれか大きい額とします。
（ｉ）解約返戻金額
（ⅱ）基本保険金額および特約積立金額の合計額
(ﾛ) 高度障害保険金の支払額は、被保険者が主約款に定める高度障害状態に該当した日のつぎのいずれか大きい額とします。
（ｉ）解約返戻金額
（ⅱ）基本保険金額および特約積立金額の合計額
(2) 前号の規定にかかわらず、主契約が初期抑制型死亡のみ保障特則を適用した通貨選択型一時払終身保険の場合。ただし、基本保険金額が一時払保険料と同額の場合には、主約款の保険期間の区分の規定は適用せず、保険期間を終身とし、死亡保険金の支払額は、前号(ｲ)のとおりとします。
(ｲ) 第１保険期間中における死亡保険金の支払額は、被保険者が死亡した日のつぎのいずれか大きい額とします。
（ｉ）解約返戻金額
（ⅱ）つぎの算式により計算した額および特約積立金額の合計額
一時払保険料相当額×（100％＋主約款に定める逓増率×契約日からの経過年数（１年未満切捨て））
ただし、基本保険金額の減額が行なわれていた場合には、基本保険金額と同じ割合で一時払保険料相当額も減額されるものとして計算します。
(ﾛ) 第２保険期間中における死亡保険金の支払額は、前号(ｲ)のとおりとします。
(3) 前２号の規定にかかわらず、主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険の場合
(ｲ)死亡保険金の支払額は、第１号(ｲ)のとおりとします。ただし、特定疾病保険金を支払った場合には、第１号(ｲ)中、「基本保険金額」とあるのを「基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額」と読み替えます。
(ﾛ) 高度障害保険金の支払額は、第１号(ﾛ)のとおりとします。ただし、特定疾病保険金を支払った場合には、第１号(ﾛ)中、「基本保険金額」とあるのを「基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額」と読み替えます。
(ﾊ) 特定疾病保険金の支払額は、つぎの(ｉ)および(ⅱ)の合計額とします。
（ｉ）被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した日のつぎのいずれか大きい額
①基本積立金のうち特定疾病保険金部分に対応する部分の解約返戻金額
②特定疾病保険金額
（ⅱ）被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した日における特約積立金額に、基本保険金額に対する特定疾病保険金額の割合を乗じた額（第４条（積増金の計算）第２項第１号によって計算される年未満の積増金額がある場合は、その金額を加算します。）

（保険金の支払に関する補則）

第６条　主約款に定める保険金の支払に関する補則の規定にかかわらず、主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険の場合で、主約款の規定により特定疾病保険金を支払ったときは、基本積立金のうち特定疾病保険金部分および特約積立金のうち基本保険金額に対する特定疾病保険金額の割合に応じた部分は、その特定疾病保険金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。この場合、消滅部分に対する解約返戻金およびその他払戻金の払戻はありません。
２．主約款に定める保険金の支払に関する補則の規定にかかわらず、免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日における基本積立金および特約積立金の合計額を保険契約者に払い戻します。なお、死亡保険金受取人の故意による場合で、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金が支払われない部分の基本積立金と特約積立金の合計額を保険契約者に払い戻します。
３．前項の規定にかかわらず、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金が支払われない場合には、基本積立金および特約積立金の合計額その他の払戻金の払戻はありません。
４．第２項の場合には、主約款の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

（特約の解約）

第７条　この特約のみの解約はできません。

（解約返戻金）

第８条主約款に定める解約返戻金に関する規定にかかわらず、この特約を付加した場合の解約返戻金額は、解約の請求を会社が受付した日（以下、「解約計算基準日」といいます。）の基本積立金額および特約積立金額を基準として別表１に定める方法により計算した金額とします。

（基本保険金額の減額）

第９条　主約款に定める基本保険金額の減額に関する規定にかかわらず、基本保険金額を減額したときは、つぎのとおりとします。
(1) 基本保険金額と同じ割合で基本積立金額が減額されるものとします。
(2) 減額分については契約を解約したものとして取り扱い、第８条（解約返戻金）の規定を準用します。

（特約積立金の払戻）

第１０条　保険契約者は、特約積立金がある場合には、会社の定める取扱範囲内で、いつでも将来に向かって、特約積立金に対応する部分の全部または一部について解約返戻金を請求することができます。この取扱を「特約積立金の払戻」といいます。
２．特約積立金の払戻を行なった場合には、その部分については契約を解約したものとして取り扱い、第８条（解約返戻金）の規定を準用して特約積立金に対応する部分の解約返戻金を支払います。
３．保険契約者は、本条の特約積立金の払戻の請求をするときは、請求書類（別表２）を提出してください。
４．保険金の支払事由に該当した後に、本条の規定により特約積立金に対応する部分の解約返戻金が支払われていたときは、保険金その他の払戻金からその支払われていた特約積立金に対応する部分の解約返戻金を差し引きます。
５．前項の規定にかかわらず、主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険であり、かつ、基本保険金額と特定疾病保険金額が同額でない場合で、特定疾病保険金の支払事由に該当した後、特定疾病保険金を支払う前に、本条の規定により特約積立金に対応する部分の解約返戻金が支払われていたときは、つぎの各号により取り扱います。
(1) 特定疾病保険金の支払事由に該当した後の積増金額を再

計算し、特約積立金額を改めます。
(2) 前号により改めた特約積立金額が負の場合には、不足分を特定疾病保険金から差し引きます。

6．特約積立金の払戻の支払時期および支払場所に関する規定は、主約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約の消滅）

第１１条　主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第１２条　主約款の契約年齢および性別の誤りの処理の規定により、一時払保険料の一部または全部を保険契約者に払い戻す場合で、すでに特約積立金の払戻があったときは、一時払保険料からすでに支払われた特約積立金を差し引いた金額（一時払保険料の一部を払い戻す場合は、その保険料からすでに支払われた特約積立金のうち払い戻すべき一時払保険料の割合に応じた部分を差し引いた金額とします。）を保険契約者に払い戻します。

（契約者配当金）

第１３条　この特約に対する契約者配当金はありません。

（主約款の規定の準用）

第１４条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

２．積増金自動支払特則

（積増金自動支払特則の適用）

第１５条　積増金自動支払特則（以下、本条ないし第20条において「この特則」といいます。）は、積増金の加算期間中に到来する年単位の契約応当日において、積増金を、特約積立金に加算することにかえて、保険契約者に支払うことを主な内容とするものです。

２．この特則は、主契約締結の際または主契約締結後、保険契約者からの申出があり、会社が承諾したときにこの特約に適用することができます。

３．この特則において別段の定めがないときは、前条までの規定を準用します。

（自動支払日）

第１６条　自動支払日は、積増金の加算期間中かつこの特則が適用されている間に到来する主契約の年単位の契約応当日とします。

（自動支払積増金の支払）

第１７条　会社は、自動支払日が到来したときは、第４条（積増金の計算）の規定により計算された積増金額と同額を自動支払積増金として保険契約者に支払います。

２．この特則が適用されている間は、第３条（用語の意義）および第４条の規定にかかわらず、特約積立金に積増金を加算する取扱を行ないません。

３．この特則を適用した場合で、保険金の支払事由に該当した後に自動支払積増金が支払われていたときは、保険金その他の払戻金からその支払われていた自動支払積増金を差し引きます。

４．前項の規定にかかわらず、主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険であり、かつ、基本保険金額と特定疾病保険金額が同額でない場合で、特定疾病保険金の支払事由に該当した後、特定疾病保険金を支払う前に、本条の規定により自動支払積増金が支払われていたときは、特定疾病保険金の支払事由に該当した後の自動支払積増金を再計算し、差額を特定疾病保険金から差し引きます。

５．自動支払日が到来したときは、保険契約者は、会社に、請求書類（別表２）を提出して、自動支払積増金を請求してください。

６．自動支払積増金の支払時期および支払場所に関する規定は、主約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特則の解約）

第１８条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。

２．保険契約者は、この特則を解約する場合、請求書類（別表２）を提出してください。

（特則の払戻金）

第１９条　この特則に対する払戻金はありません。

（積増金自動支払特則の取扱）

第２０条　この特則を適用した場合、第12条（契約年齢および性別の誤りの処理）をつぎのとおり読み替えます。

第１２条　主約款の契約年齢および性別の誤りの処理の規定により、一時払保険料の一部または全部を保険契約者に払い戻す場合で、すでに特約積立金の払戻または自動支払積増金の支払があったときは、一時払保険料からすでに支払われた特約積立金または自動支払積増金を差し引いた金額（一時払保険料の一部を払い戻す場合は、その保険料からすでに支払われた特約積立金または自動支払積増金のうち払い戻すべき一時払保険料の割合に応じた部分を差し引いた金額とします。）を保険契約者に払い戻します。

別表１　解約返戻金額

この特約を付加した場合の解約返戻金額は、基本積立金に対応する部分の解約返戻金額および特約積立金に対応する部分の解約返戻金額の合計額とします。

基本積立金に対応する部分の解約返戻金額および特約積立金に対応する部分の解約返戻金額は、基本積立金額、特約積立金額および市場価格調整用利率に基づいて、それぞれつぎの算式で計算した金額とします。

- 基本積立金に対応する部分の解約返戻金額
  基本積立金額×市場価格調整率
- 特約積立金に対応する部分の解約返戻金額
  特約積立金額

ただし、市場価格調整率が適用される期間は、つぎのいずれか短い期間とします。

(ｲ) 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
(ﾛ) 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

(1) 市場価格調整率は、つぎの算式で計算した率とします。

$$\left[\frac{1+\text{契約日における市場価格調整用利率}}{1+\text{市場価格調整率計算基準日における市場価格調整用利率}+\text{会社の定める調整率}}\right]^{\text{残存月数}/12}$$

ここで、

・市場価格調整用利率
　･･･第３条（用語の意義）第３号における通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値
・契約日における市場価格調整用利率

・・・この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた市場価格調整用利率
・市場価格調整率計算基準日における市場価格調整用利率
・・・市場価格調整率計算基準日を契約日として、この保険契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率の計算に用いる市場価格調整用利率
・残存月数
・・・「市場価格調整率計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）」×0.7
ただし、残存月数の最大は360
・会社の定める調整率
・・・運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲で会社が定めた率
とします。

(2) 上記(1)の市場価格調整率計算基準日は、つぎのとおりとします。
(ｲ) 解約返戻金の支払に際しては、解約計算基準日または減額計算基準日
(ﾛ) 死亡保険金の支払に際しては、被保険者が死亡した日
(ﾊ) 高度障害保険金の支払に際しては、被保険者が高度障害状態に該当した日
(ﾆ) 特定疾病保険金の支払に際しては、被保険者が特定疾病保険金の支払事由に該当した日

（備考）

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、「契約日における市場価格調整用利率」が、「市場価格調整率計算基準日における市場価格調整用利率＋会社の定める調整率」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表２　請求書類

項　目		請　求　書　類
1	特約積立金の払戻 ＜第10条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	自動支払積増金の支払 ＜第17条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	積増金自動支払特則の解約 ＜第18条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

注　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類を会社が受付した日とみなします。

円特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　通貨
第３条　指標金利
第４条　特約の解約
第５条　特約の消滅
第６条　主約款の規定の準用

円特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、日本国通貨（以下、「円」といいます。）を主契約における通貨として取り扱うことを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（通貨）

第２条　この特約を付加した場合、主契約における通貨は、円とします。

（指標金利）

第３条　この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、「残存期間10年の日本国債の流通利回り」とします。

２．前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により日本国債が消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど日本国債を指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（特約の解約）

第４条　この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第５条　主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

第６条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

米ドル特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　通貨
第３条　指標金利
第４条　特約の解約
第５条　特約の消滅
第６条　主約款の規定の準用

米ドル特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。）を主契約における通貨として取り扱うことを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（通貨）

第２条　この特約を付加した場合、主契約における通貨は、米ドルとします。

（指標金利）

第３条　この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、「金利スワップレート　10年物　米ドルー米ドル買値」とします。

２．前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（特約の解約）

第４条　この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第５条　主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

第６条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

豪ドル特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　通貨
第３条　指標金利
第４条　特約の解約
第５条　特約の消滅
第６条　主約款の規定の準用

豪ドル特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）を主契約における通貨として取り扱うことを主な内容とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（通貨）

第２条　この特約を付加した場合、主契約における通貨は、豪ドルとします。

（指標金利）

第３条　この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める積立利率の計算の基礎となる指標金利は、「残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り」とします。

２．前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化によりオーストラリア国債が消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなどオーストラリア国債を指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（特約の解約）

第４条　この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第５条　主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

第６条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料円入金特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　保険料円換算額または保険料円払込額の算出に用いる為替レート
第４条　保険料円換算額の相違

保険料円入金特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険料を主契約における通貨と異なる通貨（日本国通貨（以下、「円」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険料を円に換算した金額（以下、「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

２．前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれた円貨の保険料相当額（以下、「保険料円払込額」といいます。）をもとに外貨建の保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料円換算額または保険料円払込額の算出に用いる為替レート）

第３条　前条第１項に規定する外貨建の保険料の円への換算または前条第２項に規定する保険料円払込額の外貨建の保険料への換算には、会社が保険料円換算額または保険料円払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

２．前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

（保険料円換算額の相違）

第４条　保険契約者が払い込んだ金額と保険料円換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料米ドル入金特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　保険料米ドル換算額または保険料米ドル払込額の算出に用いる為替レート
第４条　保険料米ドル換算額の相違

保険料米ドル入金特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における保険料を主契約における通貨と異なる通貨（アメリカ合衆国通貨（以下、「米ドル」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、保険料を米ドルに換算した金額（以下、「保険料米ドル換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

２．前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれた米ドルの保険料相当額（以下、「保険料米ドル払込額」といいます。）をもとに保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料米ドル換算額または保険料米ドル払込額の算出に用いる為替レート）

第３条　前条第１項に規定する保険料の米ドルへの換算または前条第２項に規定する保険料米ドル払込額の保険料への換算には、会社が保険料米ドル換算額または保険料米ドル払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

２．前項に定める為替レートは、つぎの各号のレートを下回ることはありません。

(1) 主契約における通貨が外貨の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における米ドルの対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下同じ。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレート

(2) 主契約における通貨が円の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における米ドルの対顧客電信買相場（TTB）

（保険料米ドル換算額の相違）

第４条　保険契約者が払い込んだ金額と保険料米ドル換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料ユーロ入金特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　保険料ユーロ換算額または保険料ユーロ払込額の算出に用いる為替レート
第４条　保険料ユーロ換算額の相違

保険料ユーロ入金特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における保険料を主契約における通貨と異なる通貨（欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、保険料をユーロに換算した金額（以下、「保険料ユーロ換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

２．前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれたユーロの保険料相当額（以下、「保険料ユーロ払込額」といいます。）をもとに保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料ユーロ換算額または保険料ユーロ払込額の算出に用いる為替レート）

第３条　前条第１項に規定する保険料のユーロへの換算または前条第２項に規定する保険料ユーロ払込額の保険料への換算には、会社が保険料ユーロ換算額または保険料ユーロ払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

２．前項に定める為替レートは、つぎの各号のレートを下回ることはありません。

(1) 主契約における通貨が外貨の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日におけるユーロの対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下同じ。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレート

(2) 主契約における通貨が円の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日におけるユーロの対顧客電信買相場（TTB）

（保険料ユーロ換算額の相違）

第４条　保険契約者が払い込んだ金額と保険料ユーロ換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料豪ドル入金特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　保険料豪ドル換算額または保険料豪ドル払込額の算出に用いる為替レート
第４条　保険料豪ドル換算額の相違

保険料豪ドル入金特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における保険料を主契約における通貨と異なる通貨（オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、保険料を豪ドルに換算した金額（以下、「保険料豪ドル換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

２．前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれた豪ドルの保険料相当額（以下、「保険料豪ドル払込額」といいます。）をもとに保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料豪ドル換算額または保険料豪ドル払込額の算出に用いる為替レート）

第３条　前条第１項に規定する保険料の豪ドルへの換算または前条第２項に規定する保険料豪ドル払込額の保険料への換算には、会社が保険料豪ドル換算額または保険料豪ドル払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

２．前項に定める為替レートは、つぎの各号のレートを下回ることはありません。

(1) 主契約における通貨が外貨の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における豪ドルの対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下同じ。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレート

(2) 主契約における通貨が円の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日における豪ドルの対顧客電信買相場（TTB）

（保険料豪ドル換算額の相違）

第４条　保険契約者が払い込んだ金額と保険料豪ドル換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料ニュージーランドドル入金特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　保険料ニュージーランドドル換算額または保険料ニュージーランドドル払込額の算出に用いる為替レート
第４条　保険料ニュージーランドドル換算額の相違

保険料ニュージーランドドル入金特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における保険料を主契約における通貨と異なる通貨（ニュージーランド通貨（以下、「ニュージーランドドル」といいます。））により払い込むことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者からの申出があり、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

３．この特約を締結したときは、保険証券に表示します。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、保険料をニュージーランドドルに換算した金額（以下、「保険料ニュージーランドドル換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

２．前項の規定のほか、会社が特に認めたときは、払い込まれたニュージーランドドルの保険料相当額（以下、「保険料ニュージーランドドル払込額」といいます。）をもとに保険料を計算し、充当することができるものとします。

（保険料ニュージーランドドル換算額または保険料ニュージーランドドル払込額の算出に用いる為替レート）

第３条　前条第１項に規定する保険料のニュージーランドドルへの換算または前条第２項に規定する保険料ニュージーランドドル払込額の保険料への換算には、会社が保険料ニュージーランドドル換算額または保険料ニュージーランドドル払込額を受領する日（以下、「受領日」といいます。）における会社の定める為替レートを用いるものとします。

２．前項に定める為替レートは、つぎの各号のレートを下回ることはありません。

(1) 主契約における通貨が外貨の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日におけるニュージーランドドルの対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下同じ。）を主契約の通貨の対顧客電信売相場（TTS）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレート

(2) 主契約における通貨が円の場合、会社が指標として指定する金融機関が公示する受領日におけるニュージーランドドルの対顧客電信買相場（TTB）

（保険料ニュージーランドドル換算額の相違）

第４条　保険契約者が払い込んだ金額と保険料ニュージーランドドル換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

円支払特約Ｂ型条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の適用
第３条　保険金を支払う場合の取扱
第４条　解約返戻金を支払う場合の取扱
第５条　その他返戻金を支払う場合の取扱
第６条　主約款の規定の準用
第７条　リビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合の取扱
第８条　無配当年金支払移行特約とあわせて主契約に付加する場合の取扱
第９条　積立金区分特約とあわせて主契約に付加する場合の取扱

円支払特約Ｂ型条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）における外貨建の保険金等を円により支払うことを可能とするものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、つぎの各号のいずれかに該当し、かつ会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

(1) 主約款に定める保険金または解約返戻金の請求の際、その受取人からの申出があったとき

(2) 保険契約者からの申出があったとき

２．前項の規定にかかわらず、この特約は会社の定める特約と重複して付加することはできません。

（特約の適用）

第２条　この特約を主契約に付加した場合、主約款の規定にかかわらず、外貨建の保険金または解約返戻金等を円により支払います。

（保険金を支払う場合の取扱）

第３条　円により保険金を支払う場合には、請求書類を会社の本社が受付した日（書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合は、請求を会社が受付した日とします。以下同じ。）の翌営業日（その日が、第２項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて保険金を円に換算します。

２．前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下同じ。）を下回ることはありません。

（解約返戻金を支払う場合の取扱）

第４条　円により解約返戻金を支払う場合には、請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、第２項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて解約返戻金を円に換算します。

２．前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（その他返戻金を支払う場合の取扱）

第５条　主約款の規定により、解約返戻金（前条に該当するものを除く。）または積立金等（以下、「その他返戻金」といいます。）を払い戻す場合に、保険契約者、被保険者または保険金の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の規定にかかわらず、その他返戻金を円により支払います。

２．円によりその他返戻金を支払う場合には、前項の申出があった日の翌営業日（その日が、第３項に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いてその他返戻金を円に換算します。

３．前項における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する第１項の申出があった日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（主約款の規定の準用）

第６条　この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

（リビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合の取扱）

第７条　この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) リビング・ニーズ特約条項に定める特約保険金の請求の際、特約保険金の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

(2) 円により特約保険金を支払う場合には、請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、第３号に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて特約保険金を円に換算します。

(3) 前号における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（無配当年金支払移行特約とあわせて主契約に付加する場合の取扱）

第８条　この特約を無配当年金支払移行特約とあわせて主契約に付加する場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 無配当年金支払移行特約条項に定める第１回の年金の請求の際および年金の一括支払の請求の際、その年金の受取人（以下、「年金受取人」といいます。）から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

(2) 前号の規定により、第１回の年金の請求の際にこの特約を締結したときは、つぎの(ｲ)ないし(ﾊ)のとおり取り扱い

ます。

(ｲ) 円により年金を支払う場合には、無配当年金支払移行特約の締結日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、(ﾛ)に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて無配当年金支払移行特約に定める年金額を計算する際に基準となる金額を円に換算し、無配当年金支払移行特約の締結日における会社の定める率により年金額を算出します。

(ﾛ) 前(ｲ)における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する無配当年金支払移行特約の締結日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

(ﾊ) 本条の規定により、年金を円により支払うことを開始した場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

(3) 第１号の規定により、年金の一括支払の請求の際にこの特約を締結したときは、つぎの(ｲ)および(ﾛ)のとおり取り扱います。

(ｲ) 円により年金の一括支払による支払金を支払う場合には、無配当年金支払移行特約の締結日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、(ﾛ)に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて年金の一括支払による支払金を円に換算します。

(ﾛ) 前(ｲ)における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する無配当年金支払移行特約の締結日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）の対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

（積立金区分特約とあわせて主契約に付加する場合の取扱）

第９条　この特約を積立金区分特約とあわせて主契約に付加する場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 積立金区分特約条項に定める特約積立金の払戻または自動支払積増金の請求の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主契約に付加して締結します。

(2) 円により特約積立金の払戻を行なう場合には、請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、第３号に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて特約積立金を円に換算します。

(3) 前号における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

(4) 円により自動支払積増金を支払う場合には、自動支払日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、第５号に規定する会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて自動支払積増金を円に換算します。

(5) 前号における為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する自動支払日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における対顧客電信買相場（TTB）を下回ることはありません。

(6) 会社が積立金区分特約条項の規定により前２号の請求書類の省略を認めた場合は、前２号の規定中、「自動支払日または請求書類を会社の本社が受付した日の翌営業日のいずれか遅い日」とあるのは「自動支払日」と読み替えます。

リビング・ニーズ特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約保険金の支払
第２条　特約保険金の支払に関する補則
第３条　特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第４条　特約の締結および責任開始期
第５条　特約の保険料の払込
第６条　未払込保険料の差引
第７条　特約の失効
第８条　特約の復活
第９条　告知義務違反による解除
第10条　重大事由による解除
第11条　特約の解約
第12条　特約の消滅
第13条　払戻金
第14条　保険契約者以外の者による解約の通知があった場合の取扱
第15条　特約の復帰
第16条　契約者配当金の分配
第17条　管轄裁判所
第18条　特約を中途付加する場合の取扱
第19条　主約款の規定の準用
第20条　他の特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱
第21条　主契約が定期保険または５年ごと利差配当付定期保険の場合の取扱
第22条　主契約が特定疾病保障定期保険または５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の場合の取扱
第23条　主契約が特定疾病保障終身保険または５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合の取扱
第24条　主契約が個人年金保険または５年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱
第25条　主契約が５年ごと利差配当付優良体定期保険の場合の取扱
第26条　主契約が５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険の場合の取扱
第27条　主契約が無配当定期保険の場合の取扱
第28条　１年定期保険買増特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱
第29条　主契約の契約者配当金の分配の方法が増加生存保険を買い増しする方法の場合の取扱
第30条　主契約の契約者配当金の分配の方法が増加終身保険を買い増しする方法の場合の取扱
第31条　主契約が主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合の取扱
第32条　この特約が付加された主契約に年金支払移行特約等が付加された場合の取扱
第33条　主契約が無配当初期低解約返戻金型逓増定期保険または無配当逓増定期保険の場合の取扱
第34条　（記載省略※）
第35条　主契約が無配当無解約返戻金型家族収入保障保険の場合の取扱
第36条　主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合の取扱
第37条　主契約が無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の場合の取扱
第38条　主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱
第39条　主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱
第40条　積立金区分特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱

別表１　請求書類

※契約日等により適用されることのない条文であることから記載を省略しています。

リビング・ニーズ特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、死亡保険金の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

（特約保険金の支払）

第１条　この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

名称	受取人	特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者（特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。）	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意 (3) 戦争その他の変乱

２．前項の規定にかかわらず、第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第１項に定める特約保険金の請求日が主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間の満了前１年以内であるときは、会社は特約保険金を支払いません。

３．第１項の規定にかかわらず、請求書類（別表１）が会社の

本社に到着しない場合には、会社は特約保険金を支払いません。

4．第１項の特約保険金の保険金額は、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）とします。

（特約保険金の支払に関する補則）

第２条　特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引くものとします。

2．主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日から消滅したものとみなします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅したものとみなします。ただし、特約の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

3．主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、指定保険金額分は特約保険金の請求日から減額されたものとみなします。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

4．特約保険金の請求前にすでに主契約の保険金を支払っていた場合または支払うこととした場合には、特約保険金は主契約の保険金と重複しては支払いません。

5．特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

6．保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者とします。この場合、特約保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

7．特約保険金を支払うときに主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する現金貸付に関する規定による貸付金があるときは、会社は特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第３条　被保険者は、特約保険金を請求（第１条（特約保険金の支払）第４項に定める特約保険金の保険金額の指定を含みます。）する場合には、会社に、請求書類（別表１）を提出してください。なお、その請求書類が会社の本社に到着した日を特約保険金の請求日といいます。

2．特約保険金を支払うために必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

3．特約保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、主約款の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（特約の締結および責任開始期）

第４条　この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

2．この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険料の払込）

第５条　この特約は保険料の払込を要しません。

（未払込保険料の差引）

第６条　特約保険金を支払うときに未払込保険料（主契約および主契約に付加されている特約の払込保険料の合計額をいいます。以下、本条において同じ。）があるときは、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。

（特約の失効）

第７条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第８条　主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

2．会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の契約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務違反による解除）

第９条　この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除します。

2．前項の場合、主契約に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約による特約保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第１０条　この特約に関する重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

（特約の解約）

第１１条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2．この特約が解約された場合には、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の解約後の契約内容を記載した新たな保険証券を発行（以下、「保険証券の再発行」といいます。）します。

（特約の消滅）

第１２条　つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

(1) 第１条（特約保険金の支払）に規定する特約保険金を支払ったとき

(2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

(3) 主契約が延長保険に変更されたとき

2．前項第１号の規定によってこの特約が消滅した場合には、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の消滅後の契約内容を記載した保険証券の再発行をします。

（払戻金）

第１３条　この特約に対する払戻金はありません。

（保険契約者以外の者による解約の通知があった場合の取扱）

第１４条　保険契約者以外の者で主契約または他の特約の解約をすることができる者による解約の通知があった場合、当該解約の効力が生じまたは効力が生じなくなるまでの特約保険金の支払については、主約款または他の特約の特約条項の規定を準用します。

（特約の復帰）

第１５条　延長保険に変更された主契約について、原契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

2．会社が前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

（契約者配当金の分配）

第１６条　会社は、第１条（特約保険金の支払）に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、主約款に定める契約者配当金の分配の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の直前の事業年度末に計算した契約者配当金のうち、特約保険金の請求日の６か月後に被保険者が死亡したことにより死亡保険金を支払ったとみなして計算した指定保険金額に対応する金額を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に現金で支払います。ただし、主契約が定期保険および特定疾病保障定期保険の場合を除きます。

（管轄裁判所）

第１７条　この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（特約を中途付加する場合の取扱）

第１８条　この特約は、第４条（特約の締結および責任開始期）に定めるほか、主契約の締結後、保険契約者の申出により主契約に付加して締結します。この場合、この特約を締結することを中途付加といいます。

２．会社は、この特約の中途付加を承諾した時から責任を負います。

３．本条の規定によりこの特約を中途付加した場合には、新たな保険証券を発行せず、保険証券に裏書し、または保険証券を回収し特約の中途付加後のつぎの各号に定める事項を記載した保険証券の再発行をします。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 特約保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5) 中途付加日
(6) 保険証券を再発行した年月日

（主約款の規定の準用）

第１９条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（他の特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第２０条　この特約をつぎの特約（以下、「保険期間が定期である対象特約」および「保険期間が終身である対象特約」といいます。）とあわせて主契約に付加した場合には、各号の規定により取り扱います。

保険期間が定期である対象特約	保険期間が終身である対象特約
・定期保険特約 ・生存給付金付定期保険特約 ・養老保険特約 ・年金払定期保険特約 ・５年ごと利差配当付優良体定期保険特約 ・５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約 ・５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険特約 ・５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約 ・５年ごと利差配当付定期保険特約 ・５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約 ・５年ごと利差配当付養老保険特約 ・５年ごと利差配当付年金払定期保険特約 ・無配当無解約返戻金型定期保険特約 ・無配当無解約返戻金型家族収入保障特約	・終身保険特約 ・５年ごと利差配当付終身保険特約

(1) 第１条（特約保険金の支払）の適用に際しては、つぎの(ｲ)、(ﾛ)および(ﾊ)の規定により取り扱います。

(ｲ) 第１項中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険期間の満了前１年以内」とあるのを「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加された保険期間が定期である対象特約の保険期間の満了前１年以内（ただし、特約が更新される場合または他の特約へ自動変更される場合を除きます。）」と読み替えます。

(ﾛ) 第４項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に保険期間が定期である対象特約および保険期間が終身である対象特約の死亡保険金額を合算した金額とします。ただし、つぎの特約（以下、「死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約」といいます。）については、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における換算死亡保険金額とします。

死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約
・年金払定期保険特約 ・５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約 ・５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約 ・５年ごと利差配当付年金払定期保険特約 ・無配当無解約返戻金型家族収入保障特約

(ﾊ) 第４項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約、保険期間が定期である対象特約および保険期間が終身である対象特約の死亡保険金額（死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約については、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における換算死亡保険金額とします。）の割合に応じて、それぞれの死亡保険金額から指定されたものとします。

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）および第16条（契約者配当金の分配）の規定は、本条の場合に準用します。

２．死亡保険金額が年金額または月払給付金額で設定されている対象特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約年金額および特約月払給付金額は、指定保険金額の前項第１号(ﾛ)に定める死亡保険金額に対する割合で減額されたものとみなします。

（主契約が定期保険または５年ごと利差配当付定期保険の場合の取扱）

第２１条　主契約が定期保険または５年ごと利差配当付定期保険の場合には、第１条（特約保険金の支払）第２項の適用に際しては、「保険期間の満了前１年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

（主契約が特定疾病保障定期保険または５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の場合の取扱）

第２２条　主契約が特定疾病保障定期保険または５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第２項の適用に際しては、「保険期間の満了前１年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

(2) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

（主契約が特定疾病保障終身保険または５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合の取扱）

第２３条　主契約が特定疾病保障終身保険または５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合、主契約に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

（主契約が個人年金保険または５年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

第２４条　この特約を個人年金保険または５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎの各号に規定する特約のうち１または２以上の特約とあわせて付加することを要します。

(1) 個人年金保険に付加する場合
・定期保険特約
・生存給付金付定期保険特約

(2) ５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合
・定期保険特約
・生存給付金付定期保険特約
・５年ごと利差配当付優良体定期保険特約

・５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険特約
・５年ごと利差配当付定期保険特約
・５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約

２．前項の規定により、この特約を個人年金保険または５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第６項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

(2) この特約は、第12条（特約の消滅）第１項に定めるほか、つぎの(ｲ)、(ﾛ)または(ﾊ)のいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた時に消滅します。

(ｲ) 主契約が払済年金保険に変更されたとき

(ﾛ) 第１項で規定された特約のすべてが解約その他の事由により消滅したとき

(ﾊ) 年金支払開始日が到来したとき

（主契約が５年ごと利差配当付優良体定期保険の場合の取扱）

第２５条　主契約が５年ごと利差配当付優良体定期保険の場合には、第１条（特約保険金の支払）第２項の適用に際しては、「保険期間の満了前１年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める５年ごと利差配当付定期保険への自動変更の規定により自動変更される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

（主契約が５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険の場合の取扱）

第２６条　主契約が５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計定期保険の場合には、第１条（特約保険金の支払）第２項の適用に際しては、「保険期間の満了前１年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

（主契約が無配当定期保険の場合の取扱）

第２７条　主契約が無配当定期保険の場合には、第１条（特約保険金の支払）第２項の適用に際しては、「保険期間の満了前１年以内」とあるのを「保険期間の満了（主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

（１年定期保険買増特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第２８条　この特約を１年定期保険買増特約とあわせて主契約に付加した場合、第２条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときには、１年定期保険買増特約の払戻金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に払い戻します。

（主契約の契約者配当金の分配の方法が増加生存保険を買い増しする方法の場合の取扱）

第２９条　主契約の契約者配当金の分配の方法が増加生存保険を買い増しする方法の場合、第２条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときには、主約款の規定により買い増しした増加生存保険は、特約保険金の請求日から消滅したものとみなします。

（主契約の契約者配当金の分配の方法が増加終身保険を買い増しする方法の場合の取扱）

第３０条　主契約の契約者配当金の分配の方法が増加終身保険を買い増しする方法の場合、第２条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときには、主約款の規定により買い増しした増加終身保険の保険金額から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の増加終身保険の保険金額に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

（主契約が主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合の取扱）

第３１条　この特約が付加された主契約に主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項により保険金削減法が適用されている場合で、その削減期間中に特約保険金の請求があったときには、第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の適用に際しては、「指定保険金額」とあるのを「指定保険金額に特約保険金の請求日における主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額」と、「指定保険金額に対応する利息および保険料」とあるのを「指定保険金額に特約保険金の請求日における主約款の特別条件に関する規定または特別条件付保険の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額に対応する利息および指定保険金額に対応する保険料」と、それぞれ読み替えます。

（この特約が付加された主契約に年金支払移行特約等が付加された場合の取扱）

第３２条　この特約が付加された主契約につぎの特約（以下、「移行特約等」といいます。）が付加されたときは、各号の規定により取り扱います。

・年金支払移行特約
・介護保障移行特約
・５年ごと利差配当付年金支払移行特約
・５年ごと利差配当付介護保障移行特約
・無配当年金支払移行特約

(1) 主契約の全部を年金支払または介護保障に移行する場合
この特約は移行特約等の締結日の前日に消滅します。

(2) 主契約の一部を年金支払または介護保障に移行する場合

(ｲ) 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(ﾛ) 主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

（主契約が無配当初期低解約返戻金型逓増定期保険または無配当逓増定期保険の場合の取扱）

第３３条　主契約が無配当初期低解約返戻金型逓増定期保険または無配当逓増定期保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項、第２条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項に定める主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の保険金額とします。

(2) 第２条第３項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の基本保険金額が、特約保険金の請求日における主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合と同じ割合で減額されたものとして取り扱います。ただし、主契約が主約款の規定により払済終身保険に変更された場合を除きます。

(3) 主契約が主約款の規定により払済終身保険に変更されたときに、払済終身保険の保険金額が変更時の保険契約の保険金額（変更の請求時期にかかわらず、払い込まれた最終の保険料の属する保険年度の保険金額とし、主約款の規定による貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた額）を上回ることにより保険契約者に払い戻した金額がある場合、つぎの(ｲ)または(ﾛ)に該当していたことが判明したときは、特約保険金が支払われる場合に該当したときに、会社は、支払うべき金額から、その保険契約者に払い戻した金額を差し引きます。

(ｲ) 被保険者が主約款に規定する危篤状態に該当していること

(ﾛ) 被保険者が余命６か月以内と判断されていること

第３４条　（記載省略）

（主契約が無配当無解約返戻金型家族収入保障保険の場合の取扱）

第３５条　主契約が無配当無解約返戻金型家族収入保障保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項ならびに第２条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項に定める主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における主契約の換算死亡保険金額とします。

(2) 主契約の換算死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、主契約の月払給付金額は、指定保険金額の前号に定める換算死亡保険金額に対する割合で減額されたものとみなします。

(3) 第２条の適用に際しては、第４項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第１回月払給付金」と、第５項中「主約款に定める保険金」とあるのを「主約款に定める第１回月払給付金」と、第６項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのを「主契約の死亡月払給付金受取人（死亡月払給付金の一部の受取人である場合を含みます。）」と、それぞれ読み替えます。

（主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合の取扱）

第３６条　主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項をつぎのとおり読み替えます。

４．第１項の特約保険金の保険金額は、つぎのいずれか大きい額とします。

(1) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(2) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の規定は、適用しません。

(3) 第２条第２項および第３項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。

(4) 第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第１項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

２．前項の規定にかかわらず、主契約が特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項をつぎのとおり読み替えます。

４．第１項の特約保険金の保険金額は、つぎのいずれか大きい額とします。

(1) 主契約の基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。以下、本項において同じ。）のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(2) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の規定は、適用しません。

(3) 第２条第２項および第３項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。）」と読み替えます。

(4) 第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第１項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

（主契約が無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)を付加した無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)の場合の取扱）

第３７条　この特約を無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)に付加する場合には、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)とあわせて付加することを要します。

２．前項の規定により、この特約を無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身医療保険(16)に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項の適用に際しては、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約保険金額」と読み替えます。

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第２項から第６項までをつぎのとおり読み替えます。

２．無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)は、特約保険金の請求日から消滅したものとみなします。この場合、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

３．無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、指定保険金額分は特約保険金の請求日から減額されたものとみなします。この場合、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項の払戻金の規定にかかわらず、払戻金の払戻はありません。

４．特約保険金の請求前にすでに無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の保険金を支払っていた場合または支払うこととした場合には、特約保険金は無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の保険金と重複しては支払いません。

５．特約保険金を支払う前に、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

６．保険契約者が法人で、かつ、無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人は保険契約者とします。この場合、特約保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

(3) 第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項、第９条（告知義務違反による解除）および第10条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主約款」とあるのを「無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)の特約条項」と読み替えます。

(4) 第12条（特約の消滅）第２号の適用に際しては、「主契約」とあるのを「主契約または無配当低解約返戻金型終身保険特約(16)」と読み替えます。

（主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第３８条　主契約が無配当外貨建終身保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項をつぎのとおり読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

４．第１項の特約保険金の保険金額は、つぎのとおりとします。

(1) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額未満の場合は、つぎのいずれか大きい額とします。

(ｲ) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引いた額

(ﾛ) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額以上の場合は、特約保険金の請求日の積立金額の1.01倍相当額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する積立金額の1.01倍相当額）とします。

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の規定は、適用しません。ただし、主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

(3) 第２条第２項および第３項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

(4) 主契約が主約款の規定により払済定額終身保険に変更されたときに、払済定額終身保険の保険金額が変更時の保険契約の保険金額（主約款の規定による貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた額）を上回ることにより保険契約者に払い戻した金額がある場合、つぎの(ｲ)または(ﾛ)に該当していたことが判明したときは、特約保険金が支払われる場合に該当したときに、会社は、支払うべき金額から、その保険契約者に払い戻した金額を差し引きます。

(ｲ) 被保険者が主約款に規定する危篤状態に該当していること

(ﾛ) 被保険者が余命６か月以内と判断されていること

（主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合の取扱）

第３９条　主契約が無配当外貨建特別終身保険（積立利率変動型）の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）の規定にかかわらず、第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第１項に定める特約保険金の請求日が主契約の第１保険期間中であるときは、会社は特約保険金を支払いません。

(2) 第１条（特約保険金の支払）第４項をつぎのとおり読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

４．第１項の特約保険金の保険金額は、つぎのとおりとします。

(1) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額未満の場合は、つぎのいずれか大きい額とします。

(ｲ) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引いた額

(ﾛ) 特約保険金の請求日の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日の積立金額が基本保険金額以上の場合は、特約保険金の請求日の積立金額の1.01倍相当額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する積立金額の1.01倍相当額）とします。

(3) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の規定は、適用しません。ただし、主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

(4) 第２条第２項および第３項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。ただし、主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更された場合を除きます。

(5) 主契約が主約款の規定により払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更されたときに、払済特別終身保険の第２保険期間中における死亡保険金の額または払済定額終身保険の死亡保険金額が変更時の保険契約の死亡保険金の額を上回ることにより保険契約者に払い戻した金額がある場合、つぎの(ｲ)または(ﾛ)に該当していたことが判明したときは、特約保険金が支払われる場合に該当したときに、会社は、支払うべき金額から、その保険契約者に払い戻した金額を差し引きます。

(ｲ) 被保険者が主約款に規定する危篤状態に該当していること

(ﾛ) 被保険者が余命６か月以内と判断されていること

（積立金区分特約とあわせて主契約に付加した場合の取扱）

第４０条　この特約を積立金区分特約とあわせて主契約に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項をつぎのとおり読み替えます。

４．第１項の特約保険金の保険金額は、つぎの各号の合計額とします。

(1) つぎのいずれか大きい額

(ｲ) 主契約の基本保険金額のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(ﾛ) 特約保険金の請求日の基本積立金に対応する部分の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日における積立金区分特約の特約積立金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた額（特約保険金の請求日において、積立金区分特約条項の規定により、主契約が消滅したもの（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分が減額されたものとします。）として計算される年未満の積増金額がある場合は、その金額を加算します。）

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の規定は、適用しません。

(3) 第２条第２項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。

(4) 第２条第３項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と、「指定保険金額分」とあるのを「基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分および積立金区分特約の特約積立金額のうち第１条（特約保険金の支払）第４項第２号の規定により計算される金額（加算される年未満の積増金額は除きます。）と同額の部分」と読み替えます。

(5) 第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第１項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

２．前項および第36条（主契約が通貨選択型一時払終身保険の場合の取扱）の規定にかかわらず、この特約を積立金区分特約とあわせて特定疾病保障特則(24)を適用した通貨選択型一時払終身保険に付加した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約保険金の支払）第４項をつぎのとおり読み替えます。

４．第１項の特約保険金の保険金額は、つぎの各号の合計額とします。

(1) つぎのいずれか大きい額

(ｲ) 主契約の基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。以下、本項において同じ。）のうち、会社の定める取扱範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により、特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対する利息を差し引いた額

(ﾛ) 特約保険金の請求日の基本積立金に対応する部分の解約返戻金額（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、その指定保険金額に対応する解約返戻金額）

(2) 特約保険金の請求日における積立金区分特約の特約積立金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた額（特約保険金の請求日において、積立金区分特約条項の規定により、主契約が消滅したもの（主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定されている場合は、基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分が減額されたものとします。）として計算される年未満の積増金額がある場合は、その金額を加算します。）

(2) 第２条（特約保険金の支払に関する補則）第１項の規定は、適用しません。

(3) 第２条第２項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。）」と読み替えます。

(4) 第２条第３項の適用に際しては、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額（ただし、特約保険金の請求前にすでに主契約の特定疾病保険金を支払っていた場合は、基本保険金額から特定疾病保険金額を差し引いた額とします。）」と、「指定保険金額分」とあるのを「基本保険金額のうち指定保険金額と同額の部分および積立金区分特約の特約積立金額のうち第１条（特約保険金の支払）第４項第２号の規定により計算される金額（加算される年未満の積増金額は除きます。）と同額の部分」と読み替えます。

(5) 第３条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第１項の適用に際しては、「その請求書類が会社の本社に到着した日」とあるのを「その請求書類を会社の本社が受付した日」と読み替えます。

別表１　請求書類

項　目		請　求　書　類
1	特約保険金の請求 ＜第１条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約保険金の指定代理請求 ＜第34条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 保険証券
3	指定代理請求人の指定または変更 ＜第34条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

注　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社（会社の本社を含みます。）に到着した日および請求書類を会社が受付した日とみなします。

指定代理請求特約条項〈目次〉

○この特約の趣旨
第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人の指定、変更指定または撤回
第４条　指定代理請求人による保険金等の請求
第５条　被保険者が死亡した場合の保険金等の請求
第６条　告知義務違反による解除等の通知
第７条　特約の解約
第８条　主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第９条　主約款の規定の準用
第10条　年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付年金特約、５年ごと利差配当付年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱
第11条　主契約が学資保障保険、こども保険または５年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱
第12条　無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)による三大疾病継続年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱

別表１　請求書類

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

（特約の締結）

第１条　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人。以下、同じ。）の申出により、主契約に付加して締結します。

（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる金銭を含みます。以下同じ。）のうち、つぎに定めるものとします。

(1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付、および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）

(2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）

第３条　この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、つぎの各号の範囲内で、１人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

(3) 被保険者の直系血族

２．保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

３．保険契約者が前２項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表１）を提出してください。

４．第２項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に裏書を受け、または保険証券を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した保険証券の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

５．保険契約者が法人に変更された場合またはすべての保険金等について受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者とします。以下同じ。）が被保険者以外の者に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。

（指定代理請求人による保険金等の請求）

第４条　保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎのいずれかの事情があるとき（ただし、その事情があると会社が認めたときに限ります。）は、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

(1) 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと

(2) 傷病名の告知を受けていないこと

(3) その他前２号に準じた状態であること

２．指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第１項各号のいずれかに該当することを要します。

３．前２項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、請求書類（別表１）および第１項の事情を示す書類を提出してください。

４．前３項により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

５．第１項にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第１項第１号もしくは第３号に定める状態（ただし、第３号については、第１号に準じた状態に限ります。）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

６．保険金等を支払うために必要な事項の確認に際し、指定代理請求人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません（保険料の払込みを免除しないことを含みます。）。

（被保険者が死亡した場合の保険金等の請求）

第５条　被保険者が死亡した後も、指定代理請求人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き保険金等の受取人の代理人として保険金等（被保険者の相続財産となるものに限ります。以下、本条において同じ。）を請求することができます。

２．前項により保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

３．故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受け

ることができません。

（告知義務違反による解除等の通知）

第６条　主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等により保険契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約に定める通知先のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

（特約の解約）

第７条　この特約のみの解約は取り扱いません。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第８条　この特約を付加した場合には、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定は適用しません。

（主約款の規定の準用）

第９条　この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付年金特約、５年ごと利差配当付年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱）

第１０条　年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付年金特約、５年ごと利差配当付年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約（以下、本条において「年金特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金特約等による年金の第１回の支払事由に該当した日（年金特約、５年ごと利差配当付年金特約および無配当年金特約については年金基金の設定日。以下、同じ。）以後、その年金の受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、主契約の被保険者と同一人である場合、年金特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。

(2) 前号の規定にかかわらず、すでに主契約にこの特約が付加されている場合で主契約の被保険者と年金受取人が同一人であるときは、年金特約等による年金の第１回の支払事由に該当した日に、年金特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等としたこの特約が、自動的に付加されるものとします。

(3) 前号の場合、第３条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）第１項および第３項の規定にかかわらず、年金特約等による年金の第１回の支払事由に該当した日において指定されていた指定代理請求人が、この特約における指定代理請求人に指定されたものとします。

２．前項の規定により年金特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等として付加されたこの特約については、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第２条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付年金特約、５年ごと利差配当付年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約（以下、「年金特約等」といいます。）による年金とします。

(2) 第３条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）をつぎのとおり読み替えます。

第３条　この特約を付加した場合、年金特約等による年金の受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、つぎの各号の範囲内で、１人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。

(1) 年金受取人の戸籍上の配偶者

(2) 年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の３親等内の親族

(3) 年金受取人の直系血族

２．年金受取人は、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

３．年金受取人が前２項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表１）を提出してください。

４．第２項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に裏書を受け、または保険証券を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した保険証券の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(3) 第５条（被保険者が死亡した場合の保険金等の請求）中、「被保険者」とあるのをすべて「年金受取人」と読み替えます。

（主契約が学資保障保険、こども保険または５年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）

第１１条　主契約が学資保障保険、こども保険または５年ごと利差配当付こども保険の場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結）をつぎのとおり読み替えます。

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(2) 第２条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付（主契約の高度障害保険金等の給付が支払われるときにその給付の受取人に支払われる金銭を含みます。以下同じ。）のうち、つぎに定めるものとします。

(1) 保険契約者が受け取ることとなる給付

(2) 保険契約者が高度障害状態または身体障害状態に該当した場合の保険料の払込免除

(3) 第３条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）をつぎのとおり読み替えます。

第３条　この特約を付加した場合、保険契約者は、つぎの各号の範囲内で、１人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。

(1) 保険契約者の戸籍上の配偶者

(2) 保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の３親等内の親族

(3) 保険契約者の直系血族

２．保険契約者は、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

３．保険契約者が前２項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表１）を提出してください。

４．第２項の変更指定および指定の撤回は、保険証券に裏書を受け、または保険証券を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した保険証券の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

５．保険契約者が変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、変更後の保険契約者は、第１項に規定する者の範囲内で、新たに指定代理請求人を指定することができます。

(4) 第５条（被保険者が死亡した場合の保険金等の請求）中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。

(5) 第10条（年金特約、高度障害年金特約、収入保障特約、年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付年金特約、５年ごと利差配当付年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付優良体年金払定期保険特約、５年ごと利差配当付非喫煙者用自由設計年金払定期保険特約および無配当年金特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱）中、「主契約の

被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。

（無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)による三大疾病継続年金を特約の対象となる保険金等とする場合の取扱）

第１２条　無配当無解約返戻金型継続年金付三大疾病保障特約(16)（以下、本条において「継続年金特約」といいます。）による三大疾病保険金の支払事由に該当した場合には、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 継続年金特約による三大疾病保険金の支払事由に該当した日以後、保険契約者または三大疾病継続年金の受取人（以下、「継続年金受取人」といいます。）がこの特約を付加した場合、保険契約者は三大疾病継続年金以外の保険金等の指定代理請求人について、また継続年金受取人は三大疾病継続年金の指定代理請求人について、指定、変更指定または撤回をそれぞれ行なうことができるものとします。

(2) 前号の規定にかかわらず、すでに主契約にこの特約が付加されていた場合、三大疾病保険金の支払事由に該当した日以後、保険契約者は三大疾病継続年金以外の保険金等の指定代理請求人について、また継続年金受取人は三大疾病継続年金の指定代理請求人について、変更指定または撤回をそれぞれ行なうことができるものとします。

(3) 前２号による三大疾病継続年金の指定代理請求人については、第３項第２号および第３号の規定を準用して取り扱います。

２．前項の規定にかかわらず、継続年金特約における継続年金支払期間中に主契約が効力を失ったまたは消滅した後、継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結）の規定にかかわらず、主契約が効力を失ったまたは消滅した日以後、継続年金受取人は、主契約の被保険者と同一人である場合、継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。

(2) 前号の規定にかかわらず、すでに主契約にこの特約が付加されている場合で主契約の被保険者と継続年金受取人が同一人であるときは、主契約が効力を失ったまたは消滅した日に、継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等としたこの特約が、自動的に付加されるものとします。

(3) 前号の場合、第３条第１項および第３項の規定にかかわらず、主契約が効力を失ったまたは消滅した日において指定されていた三大疾病継続年金の指定代理請求人が、この特約における指定代理請求人に指定されたものとします。

３．前項の規定により継続年金特約による三大疾病継続年金をこの特約の対象となる保険金等として付加されたこの特約については、つぎの各号の規定により取り扱います。

(1) 第２条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、無配当無解約返戻金継続年金付三大疾病保障特約(16)（以下、「継続年金特約」といいます。）による三大疾病継続年金とします。

(2) 第３条（指定代理請求人の指定、変更指定または撤回）をつぎのとおり読み替えます。

第３条　この特約を付加した場合、三大疾病継続年金の受取人（以下、「継続年金受取人」といいます。）は、つぎの各号の範囲内で、１人の者を指定代理請求人にあらかじめ指定してください。

(1) 継続年金受取人の戸籍上の配偶者

(2) 継続年金受取人と同居し、または、継続年金受取人と生計を一にしている継続年金受取人の３親等内の親族

(3) 継続年金受取人の直系血族

２．継続年金受取人は、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、変更指定後の指定代理請求人は、前項に規定する者の範囲内であることを要します。

３．継続年金受取人が前２項の指定、変更指定または指定の撤回をするときは、請求書類（別表１）を提出してください。

４．第２項の変更指定および指定の撤回は、三大疾病継続年金証書に裏書を受け、または三大疾病継続年金証書を回収し変更指定後もしくは撤回後の契約内容を記載した三大疾病継続年金証書の再発行を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(3) 第５条（被保険者が死亡した場合の保険金等の請求）中、「被保険者」とあるのをすべて「継続年金受取人」と読み替えます。

別表１　請求書類

項　目		請　求　書　類
1	保険金等の指定代理請求 ＜第４条＞	(1) 主約款または特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者（学資保障保険、こども保険および５年ごと利差配当付こども保険の場合は保険契約者）および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書
2	指定代理請求人の指定、変更指定または撤回 ＜第３条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金の支払開始日以後は、年金の受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金の支払開始日以後は、年金証書または年金支払証書）
3	三大疾病継続年金の指定代理請求人の指定、変更指定または撤回 ＜第12条＞	(1) 会社所定の請求書 (2) 三大疾病継続年金の受取人の印鑑証明書 (3) 三大疾病継続年金証書

注　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の省略を認めることがあります。なお、書類の提出以外の方法（会社の定める方法に限ります。）により請求を行なった場合には、請求を会社が受付した日を請求書類が会社に到着した日とみなします。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項〈目次〉

第１条　特約の適用
第２条　規定の読替

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

（特約の適用）

第１条　この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下、「情報端末」といいます。）を利用して保険契約（主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加される特約をいいます。）の申込の手続を行なう場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。

（規定の読替）

第２条　前条の規定によりこの特約を適用する場合、主契約の普通保険約款および特約条項のつぎに掲げる規定は、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	会社所定の書面で告知を求めた	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末に表示され、会社が告知を求めた
	その書面により告知する	その情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することにより告知する
誤りの処理に関する規定（契約年齢、性別、喫煙歴または健康状態等）	保険契約申込書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された
	告知書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の告知画面に入力し、会社に送信された

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に、

ページ

●クーリング・オフ（お申込みの撤回・ご契約の解除）制度について …… 15
●保険金をお支払いできない場合について …… 38
●健康状態や職業などの告知義務について …… 40
●責任開始期について …… 43
●解約と解約返戻金について …… 44

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問合せください。
なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

ご照会は
マニュライフ生命コールセンター
TEL 0120-063-730
お問合せ時間 月～金曜日　9時～17時
（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特に重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みください。

取扱者／募集代理店

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

コールセンター 0120－063－730
受付時間 9：00～17：00（土日祝・12/31～1/3は除く）
本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ：www.manulife.co.jp

MLJ（PTD）25010072-391121 Ⓣ